6 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知) 【改正案】

〇「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」 (平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

社援保発第0723第1号 平成24年7月23日

改正後

社援保発第0723第1号 平成24年7月23日

都道府県

各 指定都市 民生主管部(局)長 殿中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて

生活保護行政の推進については、平素から格段の御配慮を賜り厚く 御礼申し上げます。

生活保護制度は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。)第 4 条に基づき、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としていますが、急迫の場合や資力はあるものの直ちに活用できない事情がある場合は適用され得るものです。

ただし、資力があることを確認した際は、資力の発生時期に遡って 法第63条に基づく費用返還を当該被保護者に対して求めることと しています。

また、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者、又は受けさせた者に対しては法第 78 条に基づく費用徴収を行うこととしています。

本制度は、支援が必要な人に確実に保護を実施する必要があると同時に、不正事案については、全額公費によってその財源が賄われてい

都道府県

各 指定都市 民生主管部(局)長 殿 中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて

現行

生活保護行政の推進については、平素から格段の御配慮を賜り厚く 御礼申し上げます。

生活保護制度は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。)第 4 条に基づき、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としていますが、急迫の場合や資力はあるものの直ちに活用できない事情がある場合は適用され得るものです。

ただし、資力があることを確認した際は、資力の発生時期に遡って 法第63条に基づく費用返還を当該被保護者に対して求めることと しています。

また、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者、又は受けさせた者に対しては法第 78 条に基づく費用徴収を行うこととしています。

本制度は、支援が必要な人に確実に保護を実施する必要があると同時に、不正事案については、全額公費によってその財源が賄われてい

ることに鑑みれば制度に対する国民の信頼を揺るがす極めて深刻な 問題であるため、厳正な対処が必要です。

また、平成23年度の会計検査院実地検査の結果、費用返還及び費用徴収の取扱いについて、一部の実施機関において本来であれば法第78条を適用し費用徴収するべきものに対し、法第63条を適用し費用返還を求めている事案や返還金等の額の算定が適切に行われていなかったものなど不適切な事案が見受けられ、是正改善を行うべきとの指摘を受けているところです。

このため、保護費及び就労自立給付金の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについては、下記の事項に留意の上、適正かつ厳格な処理に当たられるよう管内保護の実施機関に対し周知徹底いただくようお願いします。

記

- 1 (略)
- 2 法第78条に基づく費用徴収決定について

法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある要保護者に対して保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図るために、当該被保護者に返還を求めるものであり、被保護者の作為又は不作為により保護の実施機関が錯誤に陥ったため扶助費の不当な支給が行われた場合に適用される条項ではない。

被保護者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で、保護の実施機関への届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるときや、保護の実施機関及び被保護者が予想しなかったような収入があったことが事後になって判明したとき等は法第63条の適用が妥当であるが、法第78条の条項を適用する際の基準は次に掲げるものと

ることに鑑みれば制度に対する国民の信頼を揺るがす極めて深刻な 問題であるため、厳正な対処が必要です。

また、平成 23 年度の会計検査院実地検査の結果、費用返還及び費用徴収の取扱いについて、一部の実施機関において本来であれば法第78条を適用し費用徴収するべきものに対し、法第63条を適用し費用返還を求めている事案や返還金等の額の算定が適切に行われていなかったものなど不適切な事案が見受けられ、是正改善を行うべきとの指摘を受けているところです。

このため、保護費及び就労自立給付金の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについては、下記の事項に留意の上、適正かつ厳格な処理に当たられるよう管内保護の実施機関に対し周知徹底いただくようお願いします。

- 1 (略)
- 2 法第78条に基づく費用徴収決定について

法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある要保護者に対して保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図るために、当該被保護者に返還を求めるものであり、被保護者の作為又は不作為により保護の実施機関が錯誤に陥ったため扶助費の不当な支給が行われた場合に適用される条項ではない。

被保護者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で、保護の実施機関への届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるときや、保護の実施機関及び被保護者が予想しなかったような収入があったことが事後になって判明したとき等は法第63条の適用が妥当であるが、法第78条の条項を適用する際の基準は次に掲げるものと

し、当該基準に該当すると判断される場合は、法第78条に基づく 費用徴収決定をすみやかに行うこと。

- ① 保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭 又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応 じなかったとき
- ② 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき
- ③ 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の 実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について 説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を 行ったようなとき
- ④ 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽 であることが判明したとき

(1) 届出又は申告の徹底について

保護の実施機関が被保護世帯に対して行った収入申告書の届出義務等に関する説明が不十分であり、又は説明を行ったとしても、ケース記録等に記録せず、説明を行ったことを挙証する資料がないなどの理由により、本来、法第78条を適用すべき事案にもかかわらず、法第63条を適用しているという不適切な実態が一部自治体にあることが指摘されているところである。

そのため、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成18年3月30日社援保発第0330001号本職通知)Iの2に基づき、届出が必要な資産及び収入の種類を具体的に列挙した届出義務についての「福祉事務所長名の通知」や「保護のしおり」等を、保護開始時及び継続ケースについては、少なくとも年1回以上、世帯主及び世帯員等に配布等の方法により、届出義務の内容を十分説明しておくよう徹底を図られたい。

法第78条の適用に当たって最も留意すべき点は、被保護者等

- し、当該基準に該当すると判断される場合は、法第78条に基づく 費用徴収決定をすみやかに行うこと。
- ① 保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭 又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応 じなかったとき
- ② 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき
- ③ 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき
- ④ 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽 であることが判明したとき

(1) 届出又は申告の徹底について

保護の実施機関が被保護世帯に対して行った収入申告書の届出義務等に関する説明が不十分であり、又は説明を行ったとしても、ケース記録等に記録せず、説明を行ったことを挙証する資料がないなどの理由により、本来、法第78条を適用すべき事案にもかかわらず、法第63条を適用しているという不適切な実態が一部自治体にあることが指摘されているところである。

そのため、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成18年3月30日社援保発第0330001号本職通知)Iの2に基づき、届出が必要な資産及び収入の種類を具体的に列挙した届出義務についての「福祉事務所長名の通知」や「保護のしおり」等を、保護開始時及び継続ケースについては、少なくとも年1回以上、世帯主及び世帯員等に配布等の方法により、届出義務の内容を十分説明しておくよう徹底を図られたい。

法第78条の適用に当たって最も留意すべき点は、被保護者等

に不当又は不正に受給しようとする意思があったことについての立証の可否であり、立証を困難にしているものの原因は、被保護世帯に対する収入申告の義務についての説明が保護の実施機関によって十分になされていない、あるいは説明を行ったとしても当該被保護世帯が理解したことについて、事後になってケース記録等によっても確認できないといったこと等にあると考えられる。

このような事態を未然に防止し、法第78条の適用を厳格に実施するためにも、収入申告の義務の説明をしたこと及びその内容を理解していることを、保護の実施機関と被保護世帯との間で明確にする必要がある。

よって、別添2の様式を用いて、保護の実施機関が当該被保護世帯に対し、収入申告の必要性及び義務について説明を行ったことや当該被保護者がその説明(収入に変動があった場合、すみやかに保護の実施機関に申告することや、申告等を怠った場合は、法第78条の適用を受け、全額費用徴収されること等)を理解したことを保護の実施機関と被保護世帯とで共有し明確にすること。

(2) 収入申告を求める際の留意点

課税調査によって被保護世帯の収入が判明した事案のうち、その収入が当該被保護世帯の世帯主以外の者(未成年)の就労収入であるという場合には、一律に法第63条を適用しているという不適切な実態が一部自治体にあることが指摘されているところである。

未成年である世帯員についても、稼働年齢層であれば当然に 保護の実施機関に対し申告の義務はあるので、申告を怠ってい に不当又は不正に受給しようとする意思があったことについての立証の可否であり、立証を困難にしているものの原因は、被保護世帯に対する収入申告の義務についての説明が保護の実施機関によって十分になされていない、あるいは説明を行ったとしても当該被保護世帯が理解したことについて、事後になってケース記録等によっても確認できないといったこと等にあると考えられる。

このような事態を未然に防止し、法第78条の適用を厳格に実施するためにも、収入申告の義務の説明をしたこと及びその内容を理解していることを、保護の実施機関と被保護世帯との間で明確にする必要がある。

よって、別添2の様式を用いて、保護の実施機関が当該被保護世帯に対し、収入申告の必要性及び義務について説明を行ったことや当該被保護者がその説明(収入に変動があった場合、すみやかに保護の実施機関に申告することや、申告等を怠った場合は、法第78条の適用を受け、全額費用徴収されること等)を理解したことを保護の実施機関と被保護世帯とで共有し明確にすること。

(2) 収入申告を求める際の留意点

課税調査によって被保護世帯の収入が判明した事案のうち、 その収入が当該被保護世帯の世帯主以外の者(未成年)の就労 収入であるという場合には、一律に法第63条を適用している という不適切な実態が一部自治体にあることが指摘されている ところである。

未成年である世帯員についても、稼働年齢層であれば当然に 保護の実施機関に対し申告の義務はあるので、申告を怠ってい れば原則として法第78条の適用とすべきである。

また、世帯主が世帯員の就労について関知していなかった、 就労していた世帯員本人も申告の義務を承知していなかった、 保護の実施機関も保護開始時にのみ収入申告書の提出の義務を 説明しただけであり、当該被保護世帯の子が高校生になった際 に就労収入の申告の義務について説明を怠っていた等の理由に より、法第63条を適用せざるを得ないという判断がなされて いる実態が見受けられる。

そのため、別添2の様式によって、収入申告の義務について 説明を行う際、世帯主以外に稼働年齢層の世帯員(高校生等未 成年を含む)がいる世帯については、当該世帯員本人の自書に よる署名等の記載を求めること。この際、別葉とするか同一様 式内に世帯員の署名欄等を設けるかは自治体の判断で対応され たい。

なお、保護開始世帯については、世帯主及び稼働年齢層の世帯員に対し収入申告の義務について開始時に説明することとし、既に受給中の世帯については稼働年齢層の者がいる世帯への訪問時等に改めて収入申告の義務について説明するとともに、別添2の様式を活用されたい。その際、高校生のアルバイト収入については、未成年者控除等の勤労控除及び高等学校等就学費の支給対象外経費、就労や早期の保護脱却に資する経費等の収入認定除外についても説明すること。

3 (略)

4 国税徴収の例による費用徴収について

法第78条第4項では、法第78条第1項から第3項までの規定による徴収金は、国税徴収の例により徴収することができる旨規定している。本規定に関して、特に以下の点に留意すること。

れば原則として法第78条の適用とすべきである。

また、世帯主が世帯員の就労について関知していなかった、 就労していた世帯員本人も申告の義務を承知していなかった、 保護の実施機関も保護開始時にのみ収入申告書の提出の義務を 説明しただけであり、当該被保護世帯の子が高校生になった際 に就労収入の申告の義務について説明を怠っていた等の理由に より、法第63条を適用せざるを得ないという判断がなされて いる実態が見受けられる。

そのため、別添2の様式によって、収入申告の義務について 説明を行う際、世帯主以外に稼働年齢層の世帯員(高校生等未 成年を含む)がいる世帯については、当該世帯員本人の自書に よる署名等の記載を求めること。この際、別葉とするか同一様 式内に世帯員の署名欄等を設けるかは自治体の判断で対応され たい。

なお、保護開始世帯については、世帯主及び稼働年齢層の世帯員に対し収入申告の義務について開始時に説明することとし、既に受給中の世帯については稼働年齢層の者がいる世帯への訪問時等に改めて収入申告の義務について説明するとともに、別添2の様式を活用されたい。

3 (略)

4 国税徴収の例による費用徴収について

法第78条第4項では、法第78条第1項から第3項までの規定による徴収金は、国税徴収の例により徴収することができる旨規定している。ただし、保護の実施機関は、被保護世帯の保護金品及び最低生活

- (1) 本規定により、法第 78 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき生じる債権は、破産法(平成 16 年法律第 75 号) 第 97 条第 4 号に規定する租税等の請求権に該当し、同法第 253 条第 1 項の免責許可の決定の効力が及ばず、また、当該債権に係る債務の弁済は、同法第 163 条第 3 項の規定により、同法第 162 条第 1 項の適用を受けないこと
- (2)保護の実施機関は、被保護世帯の保護金品及び最低生活を維持 するに当たって必要な程度の財産の徴収を行わないこと
- (3) 本規定による徴収金の徴収については、平成 26 年 7 月 1 日以 後に支払われた保護費又は就労自立給付金についての不正受給に 対して適用されるものであり、平成 26 年 6 月 30 日以前に支払われ た保護費については本規定の対象とならないこと

5 (略)

<u>を維持するに当たって必要な程度の財産の徴収を行わないよう十分</u> 留意すること。

なお、本規定による徴収金の徴収については、平成 26 年 7 月 1 日 以後に支払われた保護費又は就労自立給付金についての不正受給に 対して適用されるものであり、平成 26 年 6 月 30 日以前に支払われた 保護費については本規定の対象とならないことに留意する。

5 (略)

7 金融機関本店等に対する一括照会の実施について (平成 24 年 9 月 14 日社援保発 0914 第 1号) 【改正案】

改正後 現行

> 社援保発0914第1号 平成24年9月14日

社援保発0914第1号 平成24年9月14日

都道府県

各 指定都市 民生主管部(局)長 殿 中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

金融機関本店等に対する一括照会の実施について

生活保護法(以下「法」という。) 第29条による調査の実施については日頃よ りご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

金融機関本店に対する一括照会については、昨年12月の「生活保護制度に関す る国と地方の協議に係る中間取りまとめ」で、保護の決定・実施のために福祉事 務所が行う調査・照会を円滑に行うため、要保護者の資産・収入に関する金融機 関本店に対する一括照会について速やかに導入に向けた手続を進める必要がある 旨の提言がされています。このたび、都市銀行、地方銀行、信託銀行、第二地方 銀行協会加盟銀行、信用組合及び信用金庫等(以下「銀行等」という。)に対す「 る法第29条に基づく調査について、より効果的な手法である銀行等が指定する本 店・本部・センター等(以下「本店等」という。)への一括照会を下記により平 成 24 年 12 月 (一部の団体は平成 28 年 4 月) から実施することとしたので、その 取扱いに遺漏なきよう管内福祉事務所への周知等よろしくお取り計らい願いま|事務所への周知等よろしくお取り計らい願います。 す。

金庫協会、一般社団法人全国信用組合中央協会、一般社団法人全国労働金庫協会 および労働金庫連合会と協議済みであることを念のため申し添えます。

都道府県

各 指定都市 民生主管部(局)長 殿 中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

金融機関本店等に対する一括照会の実施について

生活保護法(以下「法」という。) 第29条による調査の実施については日頃よ りご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

金融機関本店に対する一括照会については、昨年12月の「生活保護制度に関す る国と地方の協議に係る中間取りまとめ」で、保護の決定・実施のために福祉事 務所が行う調査・照会を円滑に行うため、要保護者の資産・収入に関する金融機 関本店に対する一括照会について速やかに導入に向けた手続を進める必要がある 旨の提言がされています。このたび、都市銀行、地方銀行、信託銀行、第二地方 銀行協会加盟銀行、信用組合及び信用金庫等(以下「銀行等」という。)に対す る法第29条に基づく調査について、より効果的な手法である銀行等が指定する本 店・本部・センター等(以下「本店等」という。)への一括照会を下記により平 成 24 年 12 月から実施することとしたので、その取扱いに遺漏なきよう管内福祉

なお、本通知については、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人全国信用 なお、本通知については、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人全国信用|金庫協会、一般社団法人全国信用組合中央協会と協議済みであることを念のため 申し添えます。

1~3 (略)

(略) 1~3

8 生活保護法による医療扶助運営要領について (昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会 局長通知)【改正案】

〇「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年9月30日厚生省社会局長通知 社発第727号)

第1~2 (略)

第3 医療扶助実施方式

1 医療扶助の申請

医療扶助の申請は次によるものとすること。

- (1)~(2) (略)
- (3) 各給付要否意見書の発行

ア~エ (略)

オ 福祉事務所又は町村において各給付要否意見書を発行する際は、指定医療機 関から次の標準により選定して、当該指定医療機関において各給付要否意見書 に意見を記載のうえ提出するよう指導すること。

改正後

なお、選定にあたっては、要保護者の希望を参考とすること。

- (ア)要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する指定医療機関であること。
- (イ) 病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第5号に規定す る一般病床に係るものに限る。以下、この項において同じ。)の数が200 以上である指定医療機関の受診については、以下の場合に限ること。
 - a 他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合
 - b 緊急その他やむを得ない事情がある場合
 - c 地域において病床の数が200以上である指定医療機関のみが特定の診療科を標榜しており、当該診療科への受診が必要である場合
 - d a~c の他、個別の事情を考慮し、嘱託医に協議の上で病床の数が 200 以上である指定医療機関への受診が必要であると判断される場合
- (ウ) 要保護者が人工妊娠中絶若しくは不妊手術又は結核の治療をうけようとするときは、原則としてそれぞれ同時に母体保護法による指定医師又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核指定医療機関としての指定を受けている指定医療機関であること。
- (エ)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定の取消を受けている指定医療機関でないこと。
- (オ) 過去3箇月間に第6の3(2)イによる「戒告」を受けたことのない指 定医療機関であること。

(4)~(5) (略)

2~13 (略)

改正前

第1~2 (略)

第3 医療扶助実施方式

1 医療扶助の申請

医療扶助の申請は次によるものとすること。

- (1)~(2) (略)
- (3) 各給付要否意見書の発行

ア~エ (略)

オ 福祉事務所又は町村において各給付要否意見書を発行する際は、指定医療機関から次の標準により選定して、当該指定医療機関において各給付要否意見書に意見を記載のうえ提出するよう指導すること。

なお、選定にあたっては、要保護者の希望を参考とすること。

(ア)要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する指定医療機関であること。

- (イ) 要保護者が人工妊娠中絶若しくは不妊手術又は結核の治療をうけようとするときは、原則としてそれぞれ同時に母体保護法による指定医師又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核指定医療機関としての指定を受けている指定医療機関であること。
- (ウ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定の取消を受けている指定医療機関でないこと。
- (エ) 過去3箇月間に第6の3(2)イによる「戒告」を受けたことのない指 定医療機関であること。

(4)~(5)(略)

2~13 (略)

第4~6 (略)

第7 精神通院医療取扱要領

精神医療については、一般の取り扱いによるほか、次によること。

1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定に基づく措置入 院の要件に該当する精神医療の取扱手続

(1) (略)

(2) 医療扶助による入院の申請を行なった要保護者が、精神障害者若しくはその疑いのある者又は覚せい剤の慢性中毒患者若しくはその疑いのある者であるときは、国若しくは都道府県の設置した精神科病院又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による指定病院(同時に法による指定医療機関であるもの)と連絡をとり、当該要保護者を入院させなければ当該疾患のため自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがあると思われるときは、もよりの保健所長を経由し、都道府県知事(指定都市市長を含む。3を除き、以下同じ。)に対して精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条に規定する申請を行なうと同時に3の要領により医療扶助による申請を行なうこと。

なお、この場合、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律<u>第22条</u>の申請結果が判明するまでは原則として医療扶助の決定を行なわないこと。

(3) (略)

(4) 医療扶助により入院している被保護者が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の措置入院の要件に該当すると思われるときは、直ちに指定医療機関からその旨の連絡を求め、必要と認められる場合、に準じて精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条に規定する申請を行なうこと。

なお、この被保護者に関して前記の申請をするときは、被保護者であることを証する書類を添付すること。

(5)~(6)(略)

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)第5条<u>第22項</u>の自立支援医療(障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条第3 号の精神通院医療に限る。以下「精神通院医療」という。)の対象となる精神 疾患に係る医療の取扱手続

(1)~(4) (略)

3 (略)

第8 (略)

様式第1号~第37号 (略)

別紙第1号~第4号の4 (略)

第4~6 (略)

第7 精神通院医療取扱要領

精神医療については、一般の取り扱いによるほか、次によること。

1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定に基づく措置入院の要件に該当する精神医療の取扱手続

(1) (略)

(2) 医療扶助による入院の申請を行なった要保護者が、精神障害者若しくはその疑いのある者又は覚せい剤の慢性中毒患者若しくはその疑いのある者であるときは、国若しくは都道府県の設置した精神科病院又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による指定病院(同時に法による指定医療機関であるもの)と連絡をとり、当該要保護者を入院させなければ当該疾患のため自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがあると思われるときは、もよりの保健所長を経由し、都道府県知事(指定都市市長を含む。3を除き、以下同じ。)に対して精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に規定する申請を行なうと同時に3の要領により医療扶助による申請を行なうこと。

なお、この場合、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律<u>第23条</u>の申請結果が判明するまでは原則として医療扶助の決定を行なわないこと。

(3) (略)

(4) 医療扶助により入院している被保護者が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の措置入院の要件に該当すると思われるときは、直ちに指定医療機関からその旨の連絡を求め、必要と認められる場合、に準じて精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に規定する申請を行なうこと。

なお、この被保護者に関して前記の申請をするときは、被保護者であることを証する書類を添付すること。

(5)~(6)(略)

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)第5条<u>第23項</u>の自立支援医療(障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条第 3号の精神通院医療に限る。以下「精神通院医療」という。)の対象となる精 神疾患に係る医療の取扱手続

(1)~(4) (略)

3 (略)

第8 (略)

様式第1号~第37号 (略)

別紙第1号~第4号の4 (略)

9 生活保護法による医療扶助運営要領に関する 疑義について」(昭和 48 年 5 月 1 日厚生省社 会局保護課長通知社保第 87 号)【改正案】

〇「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」(昭和48年5月1日厚生省社会局保護課長通知 社保第87号)

〇「生活保護法による医療扶助連営要領に関する疑義について」(昭和48年5月1日 改正後	改正前
1~12 (略)	1~12 (略)
13 施術の給付について	13 施術の給付について
(問 20~22) (略)	(問 20~22) (略)
(問 23) あん摩・マッサージの施術給付の承認判定上の明確な基準を示されたい。 (答) あん摩・マッサージは、あん摩・マッサージの施術を受けようとする患者の症状が投薬その他の治療によって効果がなく、あん摩・マッサージの施術が絶対不可欠である場合に限り認められるものである。単なる肩こり又は慰安のためにする施術は認められないものである。	(問 23) あん摩・マッサージの施術給付の承認判定上の明確な基準を示されたい。 (答) あん摩・マッサージは、主として外科的手術の後治療に効果があるものと考えられており、あん摩・マッサージの施術を受けようとする患者の症状が投薬その他の治療によって効果がなく、あん摩・マッサージの施術が絶対不可欠である場合に限り認められるものである。単なる肩こり又は慰安のためにする施術は認められないものである。
(問 24) (略)	(問 24) (略)
14~16 (略)	14~16 (略)
17 他法活用上の留意事項について	17 他法活用上の留意事項について
(問1) (略)	(1)健康保険の被保険者又は被扶養者である被保護者に対する感染症の予防及び感 染症の患者に対する医療に関する法律の公費負担の申請協力料について (問1)(略)
(問 28-2) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)に基づき、特定医療費の申請を行った後、支給認定が行われるまでの間の医療費について	
<u>医療扶助による給付を行っていた場合について、当該医療費に関する福祉事務所の</u> 対応について教示されたい。	
(<u>答</u>) 特定医療費については、支給認定が行われた場合、申請時点に遡って支給が行	
<u>われる。このため、福祉事務所は支給認定が行われた被保護者に対して、都道府県</u> 難病部局から遡及して、金銭給付が行われた後、法第 63 条の規定に基づいて返還	
無柄の向から遊及して、並践和内が打われた後、法第 03 米の規定に基づいて返還 させることとなる。	
なお、当該被保護者に対して、遡及による特定医療費の給付について代理申請及	
び代理受領について十分な説明を行い、その実施について同意を得、委任状を徴収	
することを条件として、遡及給付について福祉事務所が被保護者の代理として都道	

府県難病部局から直接受領することが可能である。

<u>また、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の給付に関する対応について</u> も、これに準じること。

- (問 29) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条<u>第 22</u> 項に規定する自立支援医療のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 1 条第 3 号の精神通院医療の支給認定申請に要する「診断書料」等の請求はどのような様式を用いて行なったらよいか。
- (答) 福祉事務所に対する医療機関の請求の様式については、特に定められていないが、施行細則準則に定める「検診料請求書」(様式第20号)に準じて請求書を作成のうえ請求を行なわせることとされたい。

18 (略)

- (問29) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条<u>第23</u> 項に規定する自立支援医療のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律施行令第1条第3号の精神通院医療の支給認定申請に要する「診断 書料」等の請求はどのような様式を用いて行なったらよいか。
- (答) 福祉事務所に対する医療機関の請求の様式については、特に定められていないが、施行細則準則に定める「検診料請求書」(様式第20号)に準じて請求書を作成のうえ請求を行なわせることとされたい。

18 (略)

10 生活保護法による医療券等の記載要領について (平成 11 年 8 月 27 日厚生省社会・援護局保護課長通知社援保第 41 号) 【改正案】

〇「生活保護法による医療券等の記載要領について」(平成11年8月27日厚生省社会・援護局保護課長通知 社援保第41号)

改正後	改正前

11 生活保護法の一部改正に伴う指定医療機関の 指定事務に係る留意事項等について」の一部改 正について(通知)(厚生労働省社会・援護局 保護課長通知)【案】

 社援発
 第 号

 平成28年3月
 日

都道府県 各 指定都市 民生主管部(局)長 殿 中 核 市

> 厚生労働省社会・援護局保護課長 (公 印 省 略)

「生活保護法の一部改正に伴う指定医療機関の指定事務に係る 留意事項等について」の一部改正について(通知)

今般、「生活保護法の一部改正に伴う指定医療機関の指定事務に係る留意事項等について」(平成26年4月25日社援保発0425第11号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の一部を下記のとおり改正し、平成28年4月1日より適用することとしたので、了知の上、その取扱いに遺漏のなきを期されたい。

記

別添1様式例(誓約書)を別添の様式に改める。

別添1様式例(誓約書)

生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までに該当しない 旨の誓約書

〇 〇 知 事 殿

年 月 日

下欄に掲げる生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までの規定に該当しないことを誓約します。

住 所

氏名又は名称

印

(誓約項目)

生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までの規定関係

1 第2項第2号関係

開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。

2 第2項第3号関係

開設者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定(※)により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。

- ※ その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定
 - 1 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号)
 - 2 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)
 - 3 栄養士法 (昭和 22 年法律第 245 号)
 - 4 医師法 (昭和 23 年法律第 201 号)
 - 5 歯科医師法 (昭和 23 年法律第 202 号)
 - 6 保健師助産師看護師法 (昭和23年法律第203号)
 - 7 歯科衛生士法 (昭和23年法律第204号)
 - 8 医療法 (昭和 23 年法律第 205 号)
 - 9 身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号)
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)
- 11 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号)
- 12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)
- 13 薬剤師法 (昭和 35 年法律第 146 号)
- 14 老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号)
- 15 理学療法士及び作業療法士法 (昭和40年法律第137号)
- 16 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号)
- 18 義肢装具士法 (昭和62年法律第61号)
- 19 介護保険法 (平成9年法律第123号)
- 20 精神保健福祉士法 (平成9年法律第131号)
- 21 言語聴覚士法 (平成9年法律第132号)
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)
- 24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)
- 25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)
- 26 子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号)
- 27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)

- 28 国家戦略特別区域法 (平成 25 年法律第 107 号。第 12 条の 4 第 15 項及び第 17 項から第 19 項 までの規定に限る。)
- 29 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)
- 30 公認心理師法 (平成 27 年法律第 68 号)

3 第2項第4号関係

都道府県知事が当該指定の取消しの処分の理由となった事実その他当該事実に関して開設者が有していた責任の程度を確認した結果、開設者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除き、開設者が、生活保護法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であること(取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者が当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)。

5 第2項第5号関係

開設者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

6 第2項第6号関係

開設者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該開設者に当該検査が行われた日から 10日以内に、検査日から起算して 60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

7 第2項第7号関係

第5号に規定する期間内に生活保護法の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、開設者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)が、同号の通知の日前 60 日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

8 第2項第8号関係

開設者が、指定の申請前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたものであること。

9 第2項第9号関係

当該申請に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者が第2号から前 号までのいずれかに該当すること。 12 生活保護法の一部改正に伴う指定助産機関及び指定施術機関の指定事務に係る留意事項等についての一部改正について(通知)(厚生労働省社会・援護局保護課長通知) 【案】

 社援発
 第 号

 平成28年3月
 日

都道府県 各 指定都市 民生主管部(局)長 殿 中 核 市

> 厚生労働省社会・援護局保護課長 (公 印 省 略)

「生活保護法の一部改正に伴う指定助産機関及び指定施術機関の指定事務 に係る留意事項等について」の一部改正について(通知)

今般、「生活保護法の一部改正に伴う指定助産機関及び指定施術機関の指定事務に係る留意事項等について」(平成26年4月25日社援保発0425第9号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の一部を下記のとおり改正し、平成28年4月1日より適用することとしたので、了知の上、その取扱いに遺漏のなきを期されたい。

記

別添様式例(誓約書)を別添の様式に改める。

別添様式例 (誓約書)

生活保護法第55条第2項において準用する同法第49条の2第2項各号(第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。)に該当しない旨の誓約書

○ ○ 知 事 殿

年 月 日

下欄に掲げる生活保護法第55条第2項において準用する同法第49条の2第2項各号(第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。)の規定に該当しないことを誓約します。

住所(所在地)氏 名

囙

(誓約項目)

生活保護法第55条第2項において準用する同法第49条の2第2項各号(第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。)の規定関係

1 第2項第2号関係

指定を受けようとする助産師又は施術者(以下「申請者」という。)が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない者であること。

2 第2項第3号関係

申請者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定(※)により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。

- ※ その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定
 - 1 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号)
 - 2 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)
 - 3 栄養士法 (昭和 22 年法律第 245 号)
 - 4 医師法 (昭和 23 年法律第 201 号)
 - 5 歯科医師法(昭和23年法律第202号)
 - 6 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)
 - 7 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)
 - 8 医療法 (昭和 23 年法律第 205 号)
 - 9 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)
 - 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)
 - 11 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号)
 - 12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)
 - 13 薬剤師法 (昭和 35 年法律第 146 号)
 - 14 老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号)
- 15 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)
- 16 柔道整復師法(昭和 45 年法律第 19 号)
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号)
- 18 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)
- 19 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号)
- 20 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)
- 21 言語聴覚士法 (平成9年法律第132号)
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)
- 24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第

77 号)

- 25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)
- 26 子ども・子育て支援法 (平成 24 年法律第 65 号)
- 27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)
- 28 国家戦略特別区域法 (平成 25 年法律第 107 号。第 12 条の 4 第 15 項及び第 17 項から第 19 項 までの規定に限る。)
- 29 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)
- 30 公認心理師法 (平成 27 年法律第 68 号)

3 第2項第4号関係

申請者が、生活保護法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であること。

4 第2項第5号関係

申請者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

5 第2項第6号関係

申請者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に、検査日から起算して 60 日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

6 第2項第8号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に被保護者の助産又は施術に関し不正又は著しく不当な行為をした者であること。

13 生活保護法の医療扶助における後発医薬品に 関する取扱いについて」(平成25年5月16日 厚生労働省社会・援護局保護課長通知社援保発 0516第1号) 【改正案】

〇「土冶床設仏の区域状列における技元区米町に関する状状がについて」(十次とり)	FOD TOOP工力则有性去。该该内体设体及通知 性该体先OOTO第15/	
改正後	改正前	

記

- 1 後発医薬品の使用促進について
- (1)後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及は、患者の負担軽減及び医療保険財政の改善に資すること等から、厚生労働省では、「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」(平成19年10月)を策定し、総合的な取組を行っている。また、平成25年4月5日には、使用促進策に係る課題を明らかにするとともに、新たな目標を設定して、今後、行政、医療関係者、医薬品業界など国全体で取組む施策として「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し、後発医薬品のさらなる使用促進に取り組んでいる。

さらに、<u>平成28年4月</u>の診療報酬改定において、引き続き後発医薬品の使用 促進のための環境整備を行っているところである。

(2) 行政や各医療保険者など国全体で後発医薬品の使用促進に取り組んでいる中、 <u>平成24年まで、</u>生活保護における後発医薬品の使用割合は医療保険と比較して 低率にとどまっていたが、平成25年5月に開始した処方医が一般名処方を行っ ている場合又は銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない場 合には、後発医薬品を原則として使用する取組等により、<u>生活保護全体における</u> 数量シェアは63.8%(平成27年医療扶助実態調査、平成27年6月審査分)とな り、医療全体の使用割合である56.2%(医薬品価格調査(薬価本調査)(速報値) (各年9月取引分))と比較して、+7.6%となった。特に、調剤における数量 シェアは、66.2%(平成27年医療扶助実態調査・平成27年6月審査分)となり、 医療全体の後発医薬品の数量シェア58.8%(最近の調剤医療費(電算処理分)の 動向・平成27年5月診療分)に対し7.4%上回る状況まで進んでいる。

しかし、一方で地方自治体別の状況に着目すると、後発医薬品の数量シェアについて地域差が見られ、低率にどどまっている地方自治体については、後発医薬品の使用促進について更に取組を進める必要がある。

(3)経済・財政再生計画改革工程表の策定について

政府においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」(骨太の方針 2015) に盛り込まれた「経済・財政再生計画」を着実に実行するため、経済・財政一体 改革推進委員会が設置され、経済・財政一体改革の進め方について、主要歳出分 野ごとにKPIを設定するとともに、改革工程表を作成している。 1 後発医薬品の使用促進について

(1)後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及は、患者の負担軽減及び医療保険財政の改善に資すること等から、厚生労働省では、「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」(平成19年10月)を策定し、総合的な取組を行っている。また、平成25年4月5日には、使用促進策に係る課題を明らかにするとともに、新たな目標を設定して、今後、行政、医療関係者、医薬品業界など国全体で取組む施策として「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し、後発医薬品のさらなる使用促進に取り組んでいる。

記

さらに、<u>平成26年4月</u>の診療報酬改定においては、引き続き後発医薬品の使用促進のための環境整備を行っているところである。

(2) 行政や各医療保険者など国全体で後発医薬品の使用促進に取り組んでいる中、 <u>これまで、</u>生活保護における後発医薬品の使用割合は医療保険と比較して低率に とどまっていたが、平成25年5月に開始した処方医が一般名処方を行っている 場合又は銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない場合には、 後発医薬品を原則として使用する取組等により、<u>その数量シェアは、61.0%(平成26年医療扶助実態調査・平成26年6月審査分)となり、医療全体の後発医薬</u> <u>品の数量シェア54.5%(最近の調剤医療費(電算処理分)の動向・平成26年5</u> 月診療分)に対し6.5%上回る状況まで進んでいる。

しかし、一方で地方自治体別の状況に着目すると、後発医薬品の数量シェアについて地域差が見られ、低率にどどまっている地方自治体については、後発医薬品の使用促進について更に取組を進める必要がある。

後発医薬品については、医療全体で「2017 年央 70%、2018 年度から 2020 年度 末までのなるべく早い時期に 80%以上に引上げ」とする目標が掲げられた、生活 保護においては、これまでの使用割合を踏まえる等し、「2017 年央までに 75%。 2017 年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上 とする時期について、2018 年度とすることを基本として、具体的に決定する」と の目標が設定されており、まずは 2017 年央までに 75%を達成するべく取組を進 める。

2 院外処方に関する後発医薬品に関する取組

(1)~(3)(略)

(4) 指定薬局に対する取組

生活保護法の指定を受けている薬局(以下「指定薬局」という。)に対して、別添2の文書例を参考にして作成したリーフレットを用いる等により、本取組及び以下の事項について理解、協力を求めるとともに、当該福祉事務所における生活保護 受給者に対する本取組の周知の状況についても説明すること。

ア 指定薬局は、一般名処方による処方せんまたは銘柄名処方であって後発医薬品 への変更を不可としていない処方せん<u>が発行された</u>生活保護受給者に対して、原 則として後発医薬品を調剤することとする。

生活保護受給者が先発医薬品を希望する場合には、本取組内容について理解を 促すものとするが、引き続き希望する者については、一旦は先発医薬品を調剤す る。この場合に、指定薬局はその事情等を確認するとともに、別添3の様式を参 考にこれを記録すること。

イ 指定薬局は、一般名処方による処方せんまたは銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない処方せんが発行された生活保護受給者に対して、薬剤師の専門的な知見やその時点の在庫の都合等により、先発医薬品を調剤することはあり得るものであること。なお、指定薬局の在庫の都合によりやむを得ず先発医薬品を一旦調剤した場合は、以後は、後発医薬品を調剤できるよう体制整備に努めるものとすること。

こうした場合においても別添3の様式を参考に先発医薬品を調剤した事情等 を記録すること。

ウ 指定薬局は、上記アまたはイで記録した先発医薬品を調剤した事情等について、定期的に福祉事務所へ送付すること。なお、平成26年度診療報酬改定により、一般名処方が行われた医薬品について後発医薬品を調剤しなかった場合は、その理由について、「患者の意向」、「保険薬局の備蓄」、「後発医薬品なし」又は「その他」から最も当てはまる理由を調剤報酬明細書の摘要欄に記載することはされていることから、福祉事務所においてこれを確認し、先発医薬品を調剤した事情等について把握することは差し支えなく、当該情報については、生活保護等版電子レセプト管理システムによる把握が可能であるので、使用促進の取組

2 院外処方に関する後発医薬品に関する取組

(1)~(3)(略)

(4) 指定薬局に対する取組

生活保護法の指定を受けている薬局(以下「指定薬局」という。)に対して、別添2の文書例を参考にして作成したリーフレットを用いる等により、本取組及び以下の事項について理解、協力を求めるとともに、当該福祉事務所における生活保護 受給者に対する本取組の周知の状況についても説明すること。

ア 指定薬局は、一般名処方による処方せんまたは銘柄名処方であって後発医薬品 への変更を不可としていない処方せんを持参した生活保護受給者に対して、原則 として後発医薬品を調剤することとする。

生活保護受給者が先発医薬品を希望する場合には、本取組内容について理解を 促すものとするが、引き続き希望する者については、一旦は先発医薬品を調剤す る。この場合に、指定薬局はその事情等を確認するとともに、別添3の様式を参 考にこれを記録すること。

イ 指定薬局は、一般名処方による処方せんまたは銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない処方せんを持参した生活保護受給者に対して、薬剤師の専門的な知見やその時点の在庫の都合等により、先発医薬品を調剤することはあり得るものであること。なお、指定薬局の在庫の都合によりやむを得ず先発医薬品を一旦調剤した場合は、以後は、後発医薬品を調剤できるよう体制整備に努めるものとすること。

こうした場合においても別添3の様式を参考に先発医薬品を調剤した事情等 を記録すること。

ウ 指定薬局は、上記アまたはイで記録した先発医薬品を調剤した事情等について、定期的に福祉事務所へ送付すること。なお、平成26年度診療報酬改定により、一般名処方が行われた医薬品について後発医薬品を調剤しなかった場合は、その理由について、「患者の意向」、「保険薬局の備蓄」、「後発医薬品なし」又は「その他」から最も当てはまる理由を調剤報酬明細書の摘要欄に記載することは「その他」から最も当てはまる理由を調剤報酬明細書の摘要欄に記載することとされていることから、福祉事務所においてこれを確認し、先発医薬品を調剤した事情等について把握することは差し支えないこと。また、この場合、指定薬局による別添3の福祉事務所への送付は必要ないこと。

<u>に積極的に活用すること。</u>また、この場合、指定薬局による別添3の福祉事務所への送付は必要ないこと。

(5) (略)

(6)後発医薬品使用促進計画の策定

後発医薬品の使用割合が一定以下である都道府県、市及び福祉事務所を設置する 町村(以下「都道府県等」という。)においては、取組を計画的に進めるため、別 添4の様式例を参考として、後発医薬品の使用促進が低調である原因の分析や、対 応方針の検討を行い、後発医薬品使用促進計画の策定を行うこと。

ア~オ (略)

- <u>カ</u>計画については、毎年度見直すこととし、直近の使用割合をもとに、取組とその効果の状況を踏まえ、必要な見直しを行うこと。
- <u>キ</u>計画の進捗状況の把握については、生活保護等版電子レセプト管理システムを 活用して、任意の月の使用割合を算出することが可能であるので、取組に関する 進捗状況の管理に活用すること。
- ク 毎年度の計画については、各年度4月末までに策定すること。
- ケ 都道府県本庁は管内自治体の策定状況について、別紙により毎年5月末までに 厚生労働省社会・援護局保護課あて情報提供すること。
- 3 院内処方に関する後発医薬品に関する取組
- (1)院内処方(医科入院・入院外)における後発医薬品の使用促進の状況 院外処方における後発医薬品の数量シェアは平成27年6月審査分においては、 院外処方が66.2%に達する一方、院内処方については、56.3%にとどまっており、 9.9%の差が生じているところである。

(2)~(7)(略)

4 留意事項

(1)~(2) (略)

(3) 生活保護適正実施推進事業にかかる国庫補助金では、後発医薬品の使用促進な ど医療扶助の適正実施に係る取組を推進するため医療扶助相談・指導員を配置で きるようにしているところであり、また、平成25年度より、地方交付税におい て、福祉事務所における健康面に関して専門的に対応できる体制を強化できるよ うにしていること。

(4)~(5)(略)

(5) (略)

(6)後発医薬品使用促進計画の策定

後発医薬品の使用割合が一定以下である都道府県、市及び福祉事務所を設置する 町村(以下「都道府県等」という。)においては、取組を計画的に進めるため、別 添4の様式例を参考として、後発医薬品の使用促進が低調である原因の分析や、対 応方針の検討を行い、後発医薬品使用促進計画の策定を行うこと。 ア~オ (略)

- 3 院内処方に関する後発医薬品に関する取組
- (1)院内処方(医科入院・入院外)における後発医薬品の使用促進の状況 平成25年6月審査分においては、院外処方における後発医薬品の数量シェアは 47.8%に対し、院内処方は49.2%と、若干上回っている状況であったが、平成26年 6月審査分においては、院外処方が61.0%に達する一方、院内処方については、 51.6%にとどまっており、9.4%の差が生じているところである。

(2)~(7) (略)

4 留意事項

(1)~(2) (略)

(3) <u>平成 27 年度予算では、後発医薬品の使用促進など医療扶助の適正実施に係る</u> <u>取組を推進するため医療扶助相談・指導員を引き続き配置できるようにしている</u> <u>ところであり、</u>また、平成 25 年度より、地方交付税において、福祉事務所にお ける健康面に関して専門的に対応できる体制を強化できるようにしていること。

(4)~(5) (略)

(別添 1 様式例)	(別添 1 様式例)
(別添了 株式例)	(別添 2 様式例)
(別添名 様式例)	(別添2 様式例)
(別添 4 様式例) (別添 4 様式例)	(別 <u>添</u> 4 様式例)
(別添 <u>年</u> 株式例) (別添 5 様式例)	(別添 5 様式例)
(別紙)	

平成 年度後発医薬品使用促進計画

策定年	<u>年月日 ×</u>	×年×月×日							
自治体名 〇〇市 後発医薬品の (福祉事務所名) (〇〇市福祉事務所) (平成27年6月			国が定める目標値 <u>w</u> (A)	管内実績 (B)	目標との差 (A-B)				
\ПН П	・チャルハ・ロノ	(〇〇市福祉手切が)	<u>\ \ 1321 \ \ \ </u>		75.0%	55.4%	19.6%		
く現る	在の状況>	>			<対応方針>				
					服薬指導の実施				
1. 先	発医薬品を	を調剤した事情(薬局か	らの報告に関し	(の集計)	○ 薬剤師を嘱託雇用	者についてリストを作成。 し、生活保護受給者に対 いて、地域薬剤師会と調			
		先発医薬品を調剤した事情		割合		問の際に原則服用につ			
1 • 薄	薬局の在庫のため	5		20.0%	関係機関への説明				
		は知見に基づく判断 用し、不都合が生じたため		20.0%	○ 当市の使用促進の実績について、関係機関へ説明。○ 生活保護制度における原則服用について説明し、協力を得る。				
3 ・単	単に先発医薬品を	用に不安を訴えたため F従前から使用していることを理由に が安価であることを理由に同意しなた 理由を言わない)		60.0%	薬局における備蓄について 特段なし (備蓄については、医療全体の取組として取り組まれているため)				
					その他				
2. 関	係機関への	つ説明の状況			ての他				
関係	系機関への	説明は行えていない。(通知を送付したの	のみ)	昨年度から実施している 剤師による面接・指導や る。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
<使用促進が進んでいない原因>					<備考>				
〇 関	引係機関へ	要するケースについて、 の説明が不十分。]合であるが、薬局にお	·	-					

※ 平成29年央までに75%達成を目指す。

生活保護を受けている方に対する

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の 取扱いについて、ご協力のお願い

平成27年4月1日から、生活保護を受けている方に対しては、院内処方で医師から後発医薬品の使用を促された場合には、原則として後発医薬品を使用していただくことになりました。

※院外処方では、処方医が後発医薬品への変更を可能としている場合、平成25年度から、原則として 後発医薬品を使用していただいています。

生活保護を受けている方へのご対応

生活保護を受けている方に対する処方について、後発医薬品の処方が可能な場合には、以下に 示した取組の内容をご説明の上、原則として後発医薬品を処方していただくようお願いします。

※ご説明の際には、別添のリーフレット(生活保護受給者に配布済)を活用ください。

<生活保護を受けている方への後発医薬品の取組>

- ① 後発医薬品は品質や効き目、安全性が、先発医薬品と同等であるとして、 厚生労働大臣が製造販売の承認を行っています。
- ② 医療財政の健全化を図るため、行政や医療保険など国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます。
- ③ 生活保護を受けている方で、医師が後発医薬品の使用が可能であると 判断した場合は、原則として使用していただきます。
- ※ 処方医が後発医薬品の使用を不可としている場合は対象外

<参考1>生活保護法

第34条第3項 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第14条又は第19条の2の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第14条の4第1項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)を使用することができると認めたものについては、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努めるものとする。

<参考2>後発医薬品の使用割合(生活保護)

(出典:医療扶助実態調査(各年6月審査分))

	平成25年	平成26年	平成27年	伸び率 (26→27)		
院外処方	47.8%	61.0%	66.2%	+5.2%		
院内処方	49.2%	51.6%	56.3%	+4.7%		

貴院における後発医薬品の使用割合: 00.0%

平成 年度後発医薬品使用促進計画の策定状況について

都道府県・市 名		
1. 管内自治体の策定率		T
管内自治体数 		
うち、計画策定が必要な自治体数		
うち、4月末時点で策定を終えている自治体数		
	策定率	
2.4月末時点で策定を終えていない自治体名		

14 平成 28 年度後発医薬品使用促進計画の策定等 にかかる留意事項について(事務連絡) 【案】

事 務 連 絡 平成28年3月●●日

都道府県 各 指定都市 生活保護担当課医療扶助担当係 御中 中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課医療係

平成28年度後発医薬品使用促進計画の策定等にかかる留意事項について

平素より、生活保護行政の推進につき格別の御協力をいただき、厚く御礼申 し上げます。

さて、生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについては、「「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて」の一部改正について(通知)」(平成28年3月●●日社援保発●●第●号。以下「課長通知」という。)により、示しているところであるが、その留意事項については、下記のとおりであるので、管内福祉事務所及び関係機関に対し周知徹底を図られたい。

【担当】

厚生労働省社会・援護局

保護課医療係

TEL: 03-5253-1111 (内線 2829) MAIL: hogo-iryou@mhlw.go.jp 記

- 1. 平成 28 年度における課長通知 2 (6) オの「後発医薬品使用促進計画の 策定を行うものとする後発医薬品の使用割合の水準」は、75.0%未満とす る。
- 2. 平成 27 年における課長通知 2 (6) オの「自治体ごとの使用割合」及び課長通知 3 (3) の「院内処方を行う指定医療機関ごとの後発医薬品の数量シェア」は、次の数量シェアごとに、それぞれ別添のとおりであること。なお、数量シェアは、〔後発医薬品の数量〕/(〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕)により算出している。そのため、処方医が後発医薬品への変更を不可としている場合についても含まれており、必ずしも 100%に達するものではないこと。

また、医療機関における全体の処方量が少ないために、数量シェアが低く出ている場合があるので、留意すること。

- 3. 平成 28 年度の補助における課長通知 2 (6) オの「評価の基準」は以下のとおりであり、ア、イのいずれか又は両方を満たす自治体については、補助率を 3 / 4 から 7 / 8 へ引き上げること。
 - ア 別添1における平成27年6月審査分の数量シェアが75.0%を上回っている。
 - イ 別添1における平成27年6月審査分の使用割合から平成26年6月審査分の使用割合を差し引いた数が、75%から別添1における平成26年6月審査分の数量シェアを差し引き3で除した数を上回っている。
- 4. 平成 28 年度における課長通知 3 (3) の「別に定める割合」は 75.0%であること。

15 頻回受診者に対する適正受診指導について(平成 14 年 3 月 22 日厚生労働省社会・援護局保護課長通知社援保発第 0322001 号) 【改正案】

〇「頻回受診者に対する適正受診指導について」(平成14年3月22日厚生労働省社会・援護局保護課長通知 社援保発第0322001号)

ひ「類凹支診省に対する適正支診指導について」(平成「4年3月22日厚生労働省を 改正後	改正前
(別紙) 頻回受診者に対する適正受診指導要綱	(別紙) 頻回受診者に対する適正受診指導要綱
1~6 (略) 7 頻回受診適正化計画の策定 頻回受診者の適正受診指導の実施等にあたっては、別紙5に基づき、福祉事務所設置自治体ごとに実施にかかる計画を策定すること。なお、計画については、毎年度4月末までに策定するものとし、策定にあたっては、これまでの取組や取組による改善実績を踏まえ、毎年度見直しを行うこと。 ただし、前年度2月審査分レセプトまでの指導台帳の記載人数から、主治医訪問等の結果、指導対象外となった者を除いた人数が5人未満である自治体においては、計画の策定は要しないこと。 また、都道府県本庁は管内自治体の策定状況について、別紙6により毎年5月末までに厚生労働省社会・援護局保護課あて情報提供すること。	1~6 (略)
8 報告 (略) (略) 10 その他 (略) (略)	7 報告 (略) 8 本庁の福祉事務所に対する指導監査 (略) 9 その他 (略) (略)
別紙 1 ~ 2 (略) <u>別紙 3</u> <u>別紙 4</u> <u>別紙 5</u> <u>別紙 6</u>	別紙 1 ~ 2 (略) <mark>別紙 3</mark> <u>別紙 4</u>
別添(略)	別添(略)

平成 年度 頻回受診者に対する適正受診指導結果について

(福祉事務所) 名

1 総括表

受診状況把握対象者数 (指導台帳の記載人数)	主治医訪問等の結果、 指導対象外となった者	やむを得ない理由(※)に より指導が実施できない 者	指導対象者数		うち改善された者(「2 受診指導結果」の記載 人数)
()	()	()	()	()	()

- ※ 指導を行う前に指導対象者が入院した場合、治ゆにより指導対象者が通院を終了した場合、指導対象者が保護廃止となった場合等である。
- (注)指導台帳の主たる傷病名が筋骨格系・結合組織の疾患に係る者の数を、()内に内数で記載すること。

2 受診指導結果

-		T		\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	: - W > - I =			
				適正受診指導	に伴う効果		1	
			1ヶ月当	4たりの平均通院日数				
	氏名	医療機関名	頻回受診者の判断材料と なった3ヶ月間	適正受診が3ヶ月続いた期間	差	当該年度中に改善され た月数(効果月数)	効果日数	備考
			А	В	A-B	С	(A-B) × C	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
	計							
1人当	iたり平均							

(注)指導台帳に登載されている者のうち、前年度において頻回受診が改善された者(指導台帳で削除された者)の状況を記入すること。

受診状況把握対象		主治医訪問等の 生治医訪問等の 指導対象外とな		引等の結果、 小となった者	やむを得ない り指導が実	理由(※)によ 施できない者	指導対	才象者数	指導到	尾施者数	-	うち改善された			
福祉事務所名		А		В	人数	С	人数	D A-B-C	人数	E	F	(効果月数	1人当たり平 均効果日数 (効果日数	効果月・1人 当たり効果日	備考
		うち筋骨格系・結 合組織		うち筋骨格系・結 合組織		うち筋骨格系・結 合組織		うち筋骨格系・結 合組織		うち筋骨格系・結 合組織	うち筋骨格系・結 合組織	G	Н	H∕G	
												()	()		
												()	()		
												()	()		
												()	()		
												()	()		
												()	()		
												()	()		
												()	()		
												()	()		
												()	()		
計												_ ()	_ ()	_ ()	

[※] 指導を行う前に指導対象者が入院した場合、治ゆにより指導対象者が通院を終了した場合、指導対象者が保護廃止となった場合等である。

⁽注)「1人当たり平均効果月数(効果月数計)GJ欄及び「1人当たり平均効果日数(効果日数計)HJ欄は、 別紙3の各福祉事務所の1人当たり平均欄(括弧内は別紙3の各福祉事務所の計欄)と一致すること。

平成 年度頻回受診適正化計画

自治体名		OO市
	策定年月日	××年××月××日

取組の現状(前年度実績)	
受診状況把握対象者数(A)	00人
適正受診指導対象者数(B)	00人
改善者数(C)	00人
改善者割合(C/B)	00%

(参考)過去の改善者割合									
〇〇年度	00%								
〇〇年度	00%								
〇〇年度	00%								
•									



改善者割合の目標

00%

※各自治体が現状の取組における実績を踏まえて設定。

	D状況					
	取組	評価				
1	家庭訪問時にCWが指導 を実施。	一定の改善に結び付いているものの、本人の意識 改善に繋がっていない ケースや、精神疾患等により指導に苦慮するケース がある。				
2	CWが主治医訪問を実施。	通常のケースワークに手間取られ、主治医訪問が遅れがちである。 また、一部、主治医と嘱 託医の間で意見が一致しないケースがある。				
3						
4						

	今年度の取組等										
	適正化への課題	課題に対する取組事項	対応のスケジュール								
1	家庭訪問時に指導を行っているが、本人の 意識改善に繋がっていないケースがある。	いては、SVとCWによる訪問を実施。また、家	SVとCWの訪問については、家庭訪問時より順次実施。TELによる指導については、4月以降順次実施。								
2	精神疾患等、指導が難しい患者に対する指導が効果を上げていない。	保健師と連携した指導を検討。	4月中に保健師と同行訪問について調整。 5月以降順次実施。								
3	通常のケースワークに手間取られ、主治医 訪問が遅れがちである。	主治医訪問のスケジュールについて、SVが 把握し、遅れがある場合はフォローを行う。	順次実施。								
4	医療扶助の決定にあたり、被保護者の病状 に疑いがあるケースがある。	病状に疑いがあるケースについては、検診 命令を実施。	順次、嘱託医に協議し、必要に応じて検診 命令を実施。								

平成 年度頻回受診適正化計画の策定状況について

都道府県・市 名								
1. 管内自治体の策定率 管内自治体数								
うち、計画策定が必要な自治体数								
うち、4月末時点で策定を終えている自治体数								
	策定率							
2.4月末時点で策定を終えていない自治体名								

16 生活保護法の医療扶助における向精神薬の重 複処方の適正化等について(厚生労働省社会・ 援護局保護課長通知) 【案】

社援保発 第 号 平成 2 8 年 3 月 日

都道府県 各 指定都市 民生主管部(局)長 殿 中 核 市

> 厚生労働省社会·援護局長保護課長 (公 印 省 略)

生活保護法の医療扶助における向精神薬の重複処方の適正化等について

生活保護法の医療扶助における向精神薬の重複処方にかかる適正受診指導については、「生活保護法の医療扶助の適正な運営について」(平成23年3月31日社援保発0331第5号保護課長通知)等により実施されている。

先般、生活保護受給者による向精神薬の転売事案が発生したが、本事案においては、従来の確認の対象外となっていた精神通院医療の給付と医療扶助の給付の間で向精神薬の重複処方となっていたこと等がわかっている。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号)第 58 条に基づく自立支援医療のうち精神通院医療の活用については、「生活保護制度における他法他施策の適正な活用について」(平成 18 年 9 月 29 日社援保発第 0929003 号・社援指発第 0929001 号厚生労働省社会・援護局保護課・総務課指導監査室長連名通知)により実施されているが、他法他施策の優先活用の不徹底となっている事案が散見されているところである。

これらを踏まえ、下記のとおり対応を定めるので、了知の上、管内の実施機関及び関係 機関に周知されたい。

なお、本通知については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課と 協議済みであることを申し添える。 1. 精神通院医療の給付と医療扶助の給付の間で向精神薬の重複処方となっている事案への対応について

(1)対象者の把握等

福祉事務所は、生活保護等版レセプト管理システムを活用し、診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)のうち、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第50条の9に定める第1種向精神薬の記載があるレセプトを抽出・把握する。

(2) 精神通院医療の支給認定の有無の確認

福祉事務所は、(1)で把握された生活保護受給者について、生活保護基幹システムを 活用する等、精神通院医療の支給認定の有無について確認を行う。

(3) 都道府県等自立支援医療担当部局への照会

福祉事務所は、(2)で精神通院医療の支給認定を受けていることが確認された生活保護受給者について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第29条第1項第1号に基づき、都道府県又は指定都市の自立支援医療担当部局に対し、当月分の精神通院医療における向精神薬の処方により、重複処方となっていないかについて照会を行う。

(4) 精神通院医療において向精神薬の処方があった者への対応

(3)の照会の結果、医療扶助の給付と精神通院医療の給付の間において向精神薬の 重複処方があったことが判明した生活保護受給者に関し、福祉事務所は、医療扶助にお ける向精神薬の処方について、嘱託医への協議及び主治医等への確認を行い、不適切な 処方であったことが判明した場合は、当該生活保護受給者に対し、適正受診指導を行う。

(5)確認の頻度

年1回以上の確認を行うこと。

2. 精神通院医療の優先活用の徹底について

(1)対象者の把握等

福祉事務所は、生活保護等版レセプト管理システムを活用し、レセプトのうち、精神 科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア及び精神科デイ・ナイト・ケアの記載があるレセプ トを抽出・把握する。

(2) 精神通院医療の支給認定の有無の確認

福祉事務所は、(1)で把握された生活保護受給者について、生活保護基幹システムを

活用する等、精神通院医療の支給認定の有無について確認を行う。

(3)精神通院医療の優先活用の検討

福祉事務所は、(2)において、精神通院医療の支給認定を受けていることが確認された生活保護受給者に対し、精神通院医療により受診することを徹底するよう指示する。一方、精神通院医療の支給認定を受けていないことが確認された生活保護受給者については、精神通院医療の適用可能性について嘱託医へ協議の上、主治医に確認を行い、精神通院医療の適用の可能性がある者に対しては、福祉事務所が直ちに適用に向けた申請指導を行う。

(4)確認の頻度

3か月ごとに上記の確認を行うこと。

3. その他

社会保険診療報酬支払基金から受領しているレセプトの形態が紙レセプトである場合は、生活保護等版レセプト管理システムによる抽出におけるリストアップはされないので、別途、紙レセプトにおける確認を徹底すること。

17 生活保護法の一部を改正する法律等の施行に ついての一部改正について(通知)(厚生労働 省社会・援護局長通知)【案】

社援発第 号平成28年3月日

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長

> 厚生労働省社会·援護局長 (公印省略)

「生活保護法の一部を改正する法律等の施行について」 の一部改正について(通知)

今般、「生活保護法の一部を改正する法律等の施行について」(昭和28年3月31日社 乙発第49号厚生省社会局長通知)の一部を下記のとおり改正し、平成28年4月1日よ り適用することとしたので、了知の上、その取扱いに遺漏のなきを期されたい。

記

別紙様式2を別添の様式に改める。

(別紙様式2)

連名簿

法別 府県 実能機関 ()()()()御中

平成 年 月分

社会保険診療報酬支払基金

支 部

受給者番号 入 料外 前	摘要	日数 (回数)	決定点数 (基準額)	一部負担金 (患者負担額)	決定金額	請求者 府集 点 医療機関ニード	保険者	診療 年月	氏 名	記 号番号	医保点数	備考
							0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0					
												-
												-
												_
											8	
												-
												-
												_
												+
												-
		-										

		件数	日娄	改(回数)	決定	点数(基	準額)	一部負担	金(患者負	(担額)	決	定金額	ĺ	
小計	療 養													
	食事·生活													

		件数	E	数(回	数)	決定点	数(基	準額)	一部負担	金(患者針	担額)	決	定金額	ĺ	l
合 計	療養														ĺ
	食事·生活														 ĺ

18 医療扶助の適正実施に関する指導監査等について(厚生労働省社会・援護局保護課長通知) 【案】

 社援保発
 第 号

 平成28年3月
 日

都道府県 各 指定都市 民生主管部(局)長 殿 中 核 市

> 厚生労働省社会・援護局保護課長 (公 印 省 略)

医療扶助の適正実施に関する指導監査等について

平素より生活保護行政の推進に御尽力を賜り、御礼申し上げます。

標記について、下記のとおり行うこととしたので、御了知いただき、医療扶助の運営 について一層適正な処理にあたられるよう管内福祉事務所に対し周知徹底いただくよ う、御協力をお願いします。

記

- 1 平成28年度の地方厚生局における指導監査について
- (1) 自立支援医療の適用状況に関する監査

平成28年度においても自立支援医療の適用状況に着目した監査を実施するが、 監査内容については、以下の通りとする。

- ① 都道府県・指定都市・中核市本庁(以下「都道府県等本庁」という。)においては、別紙様式1「自立支援医療制度の活用徹底に関する取組状況」を作成し、地方厚生局が指定する日を期限として、地方厚生局あて提出すること。なお、作成にあたっては、平成27年度の状況を記載し、平成28年度に改善や見直しがあったものについては、併せてその旨を記載すること。
- ② 監査当日は、提出された資料を基に、福祉事務所における自立支援医療制度の活用が徹底されているか等、主として「生活保護制度における他法他施策の適正な活用について」(平成22年3月24日社援保発0324第1号本職通知)に示す取組の実施状況についてヒアリングを行う。
- (2) 向精神薬の重複処方の改善状況に関する監査

平成28年度においても向精神薬の重複処方の改善状況に着目した監査を実施するが、監査方法については、以下の通りとする。

① 都道府県等本庁においては、平成28年1月基金審査分のレセプト(紙レセプト分を含み、連名簿分を除く。)のうち、「同一月に複数の医療機関から向精神薬を重複して処方されている者」の台帳(別紙様式2)を作成し、平成28年5月末日を期限として当職あて提出すること。

なお、当職あてに提出する台帳(別紙様式2)は、「是正改善措置状況」に ついては記入する必要がないこと。

- ② また、地方厚生局が指定する日を期限として、各都道府県等本庁が保有する別紙様式2、別紙様式3及び別紙様式4を記入の上、地方厚生局あて提出すること。なお、別紙様式4の作成にあたっては、平成27年度の状況を記載し、平成28年度に改善や見直しがあったものについては、併せてその旨を記載すること。
- ③ 監査当日は、提出された資料を基に、「是正改善措置状況」及び「向精神薬の 重複処方等における適正受診の徹底に関する取組状況」の内容についてヒアリン グを行う。

(3) 指定医療機関に対する指導等の実施状況に関する監査

平成28年度においても都道府県等本庁の指定医療機関に対する指導等の実施状況に着目した監査を実施する。

監査方法については、以下の通りとする。

- ① 都道府県等本庁においては、別紙様式5「指定医療機関への指導等の状況」を 作成し、地方厚生局が指定する日を期限として、地方厚生局あて提出すること。 なお、作成にあたっては、記載時点での状況等を記載すること。
- ② 監査当日は、提出された資料を基に、「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知)に則り、適切に指定医療機関に対する指導等が実施されているか等についてヒアリングを行う。

2 向精神薬の重複処方の改善状況の報告について

上記1 (2) ①にて、当職あて提出した台帳(別紙様式2) に掲載された全ての者の平成29年3月末現在までの改善状況について、別紙様式6に記入の上、平成29年6月末日まで当職あて提出するようお願いする。

19 生活保護法施行事務監査(医療扶助の適正実施 に関する指導監査)の実施について(留意事項) (事務連絡) 【案】

事 務 連 絡 平成28年3月●●日

都道府県 各 指定都市 生活保護担当課 御中 中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課医療係

生活保護法施行事務監査(医療扶助の適正実施に関する指導監査) の実施について(留意事項)

生活保護制度につきましては、平素より御尽力いただき、御礼申し上げます。標記については、「医療扶助の適正実施に関する指導監査等について」(<mark>平成28年3月●●日社援保発●●●第●●号</mark>厚生労働省社会・援護局保護課長通知)(以下「課長通知」という。)により通知したところですが、当該監査の実施方式等について、下記のとおりお知らせ致しますので、了知の上、管内福祉事務所への周知を図っていただくとともに、監査準備等を行っていただきますよう御願いします。

記

1. 監査の目的

本監査は、生活保護の医療扶助事務について、個別かつ具体的に検討し、必要な是 正改善の措置を講じるとともに、医療扶助事務がより適正かつ効率的に運営できるよ う指導・援助するものです。

2. 実施方式

- (1) 本監査は、地方厚生局の生活保護監査官等において、実地に都道府県・指定都市・中核市本庁(以下「都道府県等本庁」という。)に対して行います。
- (2) 本監査は、課長通知のとおり、「自立支援医療の適用状況に関する監査」、「向 精神薬の重複処方の改善状況に関する監査」及び「指定医療機関に対する指導等の 実施状況に関する監査」を実施します。

ア 自立支援医療の適用状況に関する監査

「自立支援医療の適用状況に関する監査」は、課長通知の別紙様式1に基づき、 自立支援医療の活用徹底に関する都道府県等本庁による指導状況等について、地方 厚生局が確認します。なお、平成28年度より、精神通院医療の活用徹底について も確認することとしています。

イ 向精神薬の重複処方の改善状況に関する監査

- ① 「向精神薬の重複処方の改善状況に関する監査」は、課長通知の別紙様式2の 台帳を基に、当該被保護者に係る処方の適否、是正改善措置の状況について地方 厚生局が確認します。また、別紙様式3を基に全体の改善状況についても地方厚 生局が確認します。
- ② 監査対象者について、地方厚生局において、当該台帳を基に選定し、監査実施 月の1ヶ月前までに、都道府県等本庁に伝達します。
- ③ また、①と併せて、課長通知の別紙様式4を基に、向精神薬の重複処方の改善状況に関する都道府県等本庁による指導状況等について、地方厚生局が確認します。

ウ 指定医療機関に対する指導等の実施状況に関する監査

「指定医療機関に対する指導等の実施状況に関する監査」は、課長通知の別紙様式5に基づき、都道府県等本庁による指定医療機関に対する指導状況等について、地方厚生局が確認します。

3. 台帳の作成及び監査事前準備について

(1) 課長通知で示した向精神薬の重複処方の改善状況に関する台帳は参考様式ですので、必要な項目が記載されている台帳等を既に有している場合は、改めて作成する必要はありません。

なお、<u>台帳の提出に当たっては、電子媒体を当課あて電子メールにより提出</u>願います。

(2) 2 (2) イの監査において、地方厚生局が監査対象者を選定後、監査実施前に都 道府県等本庁担当者に監査対象者の「ケース番号」等を伝達するので、監査当日、 監査対象者に係る是正改善措置状況等が記載された台帳を監査会場に用意願いま す。

4. 留意事項

都道府県等本庁において、各地方厚生局と日程等の調整を行う御担当者を<u>別紙様式</u> に記入し、平成28年4月8日(金)までに当課あて電子メールにより提出願います。

【照会先】

厚生労働省社会・援護局保護課医療係 TEL 03-5253-1111 (内線2829)

E-mail hogo-iryou@mhlw.go.jp

20 生活保護法による介護扶助の運営要領について(平成12年3月31日社援第825号厚生省社会・援護局長通知)【改正案】

〇「生活保護法による介護扶助の運営要領について」(平成12年3月31日厚生省社会・援護局長通知 社援第825号)

改正後

改正前

介護扶助運営要領

第1~第4 (略)

第5 介護扶助実施方式

- 1 (略)
- 2 介護扶助の決定

要保護者から介護扶助の申請を受けた場合において、その決定に当たっては、 第2に規定する介護扶助運営体制に則って事務手続及び体制を整備した上で、以 下の点に留意すること。

(1)決定の際の留意事項

ア~ウ (略)

工 他市町村の地域密着型サービス等(居宅介護のうちの定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護、介護予防の介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護を介護予防認知症対応型共同生活介護、施設介護のうちの地域密着型介護者に在して同じのの介護保険被保険者の利用は、当該地域密着型サービス等を行う事業者について、当該被保護者を被保険者とする市町村の指定を受けている場合に限られるものであるので留意すること。ただし、住所地特例により他市町村の地域密着型サービス等を利用する場合は、当該サービス事業者が住所地特例対象施設の所在する市町村の指定を受けていることでサービス利用が可能であること。なお、その際の介護の報酬の額については、住所地特例対象施設の所在する市町村が定める報酬単位によること。

また、被保険者以外の者についても被保険者に準じた範囲とするものであること。

(2) 他法他施策との関係

(略)

- 〇介護扶助(生活保護法)による介護サービスと自立支援給付(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)による障害福祉サービス等との対応関係表
- 1 在宅の要介護者への介護給付

介護扶助によ ↑ 介護サービス内容 | 介 護 サー | 障害福祉サービス等の利用可能 る介護サービ | ビスと同 | となる状態

介護扶助運営要領

第1~第4 (略)

第5 介護扶助実施方式

- 1 (略)
- 2 介護扶助の決定

要保護者から介護扶助の申請を受けた場合において、その決定に当たっては、 第2に規定する介護扶助運営体制に則って事務手続及び体制を整備した上で、以 下の点に留意すること。

(1) 決定の際の留意事項

ア~ウ (略)

工 他市町村の地域密着型サービス等(居宅介護のうちの定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護入介護予防のうちの介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護、施設介護のうちの地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護並びに介護予防・生活支援サービスをいう。以下において同じ。)の介護保険被保険者の利用は、当該地域密着型サービス等を行う事業者について、当該被保護者を被保険者とする市町村の指定を受けている場合に限られるものであるので留意すること。ただし、住所地特例により他市町村の地域密着型サービス等を利用する場合は、当該サービス事業者が住所地特例対象施設の所在する市町村の指定を受けていることでサービス利用が可能であること。なお、その際の介護の報酬の額については、住所地特例対象施在する市町村が定める報酬単位によること。

また、被保険者以外の者についても被保険者に準じた範囲とするものであること。

(2) 他法他施策との関係

(略)

- 〇介護扶助(生活保護法)による介護サービスと自立支援給付(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)による障害福祉サービス等との対応関係表
- 1 在宅の要介護者への介護給付

介護扶助によ ↑ 介護サービス内容 | 介 護 サー | 障害福祉サービス等の利用可能 る介護サービ | ビスと同 | となる状態

ス			等の自立支援給付による障害を	
			害 福 祉 サ ービス等	
()	居宅サービス))	2711	
訪問サービス	訪問介護	(略)	(略)	居宅介護は障害支援区分が1以上の障害者等(身体障害、知的障害、精神障害、難病等対象者)が対象となる。重度訪問介護は障害支援区分が4以上であって、「二肢以上に麻痺等があること」等の要件を満たす肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する者が対象となる。
	訪問入浴	(略)	(略)	(略)
	訪問リハ ビリテー ション	(略)	(略)	身体障害者又は難病等対象者で あって、利用希望者は原則対象 となる。
通所サービス	通所介護	(略)	(略)	生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者であって、

ス			等の接る を接る に るる を を を を を を を を を を を を を を を を を	
())		
訪問サービス	訪問介護	(略)	(略)	居宅介護は障害支援区分が1以上の障害者等(身体障害、知的障害、精神障害)が対象となる。 重度訪問介護は障害支援区分が4以上であって、「二肢以上に麻痺等があること」等の要件を満たす肢体不自由者が対象となる。
	訪問入浴	(略)	(略)	(略)
	訪問リハ ビリテー ション	(略)	(略)	利用希望者は原則対象となる。
通所サービス	通所介護	(略)	(略)	生活介護は、地域や入所施設に おいて、地域や生活を必要な となった。 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

	通 所 リ ハ ビ リ テ ー ション	(略)	(略)	■ 機能訓練 身体障害者又は難病等対象 者であって、利用希望者は原 則対象となる。 ■ 生活訓練 知的障害又は精神障害を有 する者であって、利用希望者 は原則対象となる。
	短期入所生活介護	(略)	短期入所 (ショー トステイ) <u>(福祉型)</u>	(略)
短期入所サービス	短期入所療養介護	(略)	短期入所 (ショー トステイ) <u>(医療型)</u>	居宅においてその介護を行うる の疾病その他の理由に期間のの 害者支援施設等への短期間のの 所が 医療型(病院、診療所、 で、 介護を療型(保健施設において 実護者人保健施設において 実護者ので、 で、 が実施で、 で、 で、 で、 で、 ので、 で、 で、 ので、 に き で、 ので、 に き で、 ので、 に き で、 ので、 に き で 、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、
福祉	福 祉 用 具 貸与	(略)	(略)	(略)
用具	特 定 福 祉 用具販売	(略)	(略)	(略)
t)	也域密着型サ-	ービス)		
対護	朝巡回·随時 応型訪問介 看護	(略)	(略)	居宅介護は障害支援区分が1以 上の障害者等(身体障害、知的 障害、精神障害 <u>、難病等対象者</u>) が対象となる。
	間対応型訪 介護	(略)	(略)	居宅介護は障害支援区分が1以 上の障害者等(身体障害、知的 障害、精神障害、難病等対象者) が対象となる。

		(略)	(略)	利用希望者は原則対象となる。
	通 所 リ ハ ビ リ テ ー ション			
	短期入所生活介護	(略)	短期入所 (ショー トステイ)	(略)
短期入所サービス	短期入所療養介護	(略)	短期入所 (ショー トステイ)	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由によりの入所を者を接施設等への短期間の入所が必要な者 医療型(病院、診療所、介護老人保健施設において実施可能)・遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬した疾患を有する者及び重症し身障害児・者等が対象となる。
福祉	福 祉 用 具 貸与	(略)	(略)	(略)
用具	特 定 福 祉 用具販売	(略)	(略)	(略)
t)	地域密着型サ-	ービス)		
対護	朝巡回 · 随時 応型訪問介 看護	(略)	(略)	居宅介護は障害支援区分が1以 上の障害者等(身体障害、知的 障害、精神障害)が対象となる。
	間対応型訪 介護	(略)	(略)	居宅介護は障害支援区分が1以 上の障害者等(身体障害、知的 障害、精神障害)が対象となる。

<u>地域密着型通</u> <u>所介護</u>	居特ムムターのけつ生談態要性 主要養護人を主に浴のはる。 主要を表している。 を表している。 を表している。 を表している。 を表している。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	生活介護	生活介護は、地域や入所施設に おいて、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な 者であって、 ① 障害支援区分が区分3 (障害者支援施設等に入所する場合は区分4)以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2 (障害者支援施設等に入所する場合は区分3)以上である者	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
認知症対応型通所介護【認知症専用デイサービス】	(略)	(略)	生活介護は、地域や入所施設において、 おいて、 では、地域や入所施設に を定した生活を必要なる。 では、 であって、 でいるできるでは、 できるでは、 できるは区分が区分3 では、できるはでは、 では、できるが50歳以上の場合とは、 できる者が50歳以上の場合とは、 できる者が50歳以上の場合とは、 できる者が多となる。	認知症対応型通所介護【認知症専用デイサービス】	(略)	(略)	生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を必要でした生活を必要であるで、 ① 「管害者支援区分が等に入上である者」である者 ② 年齢が50歳以上の場合と、で害者支援を分がに入上である者。 ② 年齢が50歳以上の場合と、で害者支援を設等に入所である者。 が対象となる。
小規模多機能 型居宅介護	(略)	(略)	(略)	小規模多機能 型居宅介護	(略)	(略)	(略)
地域名所 語 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	(略)	(略)	生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者であった。 ① 障害支援区分が区分3 (障害者支援施設等に入所する場合は区分4)以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害者支援施設等に入所する場合は区分3)以上である場合は区分3)	地域密着型介護老人所在 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次	(略)	(略)	生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者であって、 ① 障害支援区分が区分3 (障害者支援施設等に入所する場合は区分4)以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援施設等に入所する場合は区分3)以上で

			<u> </u>	ある者					ある者
				<u>等</u> が対象となる。					が対象となる。
	護小規模多 能型居宅介	(略)	(略)	(略)		護小規模多 能型居宅介	(略)	(略)	(略)
護					護				
()	居宅要介護者	へのその他の給付)	(略)		(居宅要介護者	へのその他の給付)	(略)	
2 -	要支援者への	予防給付			2	要支援者への	予防給付		
	護扶助によ 介護サービ	介護サービス内容	介護サービスと同	障害福祉サービス等の利用可能 となる状態		護扶助によ 介護サービ	介護サービス内容	介護サービスと同	障害福祉サービス等の利用可能 となる状態
_			等の自立	こなる仏態				等の自立	となる状態
ス			寺の日立 支援給付		ス			寺の日立 支援給付	
			又 抜 柏 刊					ス版和刊による障	
			害 福 祉 サ ービス等					害 福 祉 サ ービス等	
-	 介護予防サー	<u> </u> ビフ\	一し人寺			 介護予防サー	<u> </u> ビフ\	一し入寺	
(:	が設プルグリー	(略)	(略)	居宅介護は障害支援区分が1以		が後で りゅうー	(略)	(略)	居宅介護は障害支援区分が1以
	 介護予防		(哈)	│ 店七介護は障害又接区方が「以 │ │上の障害者等(身体障害、知的 │		介護予防		(哈)	上の障害者等(身体障害、知的
	」が護予防 一訪問介護			エの障害有等(身体障害、知的 障害、精神障害、難病等対象者)		お問介護			「
	が向りで			障告、稍仲障告 <u>、無柄寺刈家有</u>) が対象となる。		初问刀酸			
	介護予防	(略)	(略)	(略)		介護予防	(略)	(略)	(略)
訪	訪問入浴				訪	訪問入浴			
訪問サ	介護				訪問サ	介護			
		(略)	(略)	■機能訓練			(略)	(略)	利用希望者は原則対象となる。
ービ				身体障害者又は難病等対象	الظ				
ス	介護予防			者であって、利用希望者は原	ス	71 HZ 3 193			
	訪問リハ			<u>則対象となる。</u>		訪問リハ			
	ビリテー			■ 生活訓練		ビリテー			
	ション			<u>知的障害又は精神障害を有</u>		ション			
				<u>する者であって、利用希望者</u>					
				<u>は原則対象となる。</u>					
		(略)	(略)	生活介護は、地域や入所施設に			(略)	(略)	生活介護は、地域や入所施設に
,3				おいて、安定した生活を営むた					おいて、安定した生活を営むた
通所				め、常時介護等の支援が必要な	通所				め、常時介護等の支援が必要な
177	介護予防			者であって、 ① 障害支援区分が区分3	m	介護予防			者であって、
	通所介護			① 障害又抜色がからかる (障害者支援施設等に入所		通所介護			① 障害支援区分が区分3
ービス				「障害有又接他故寺に入別 する場合は区分4)以上で	<u>:</u>				(障害者支援施設等に入所
^				りる場合は区ガギが以上でし	-				する場合は区分4)以上で ある者
				② 年齢が50歳以上の場合					② 年齢が50歳以上の場合

	1		1	
				は、障害支援区分が区分2 (障害者支援施設等に入所 する場合は区分3)以上で ある者 等が対象となる。
	介護 予防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー ション	(略)	(略)	 機能訓練 身体障害者又は難病等対象 者であって、利用希望者は原則対象となる。 生活訓練 知的障害又は精神障害を有する者であって、利用希望者は原則対象となる。
	介護予防 短期入所 生活介護	(略)	短期入所 (ショー トステイ) <u>(福祉型)</u>	(略)
短期入所サービス	介護 予防 短期入所 療養介護	(略)	短期入所 (ショー トステイ) (医療型)	居宅においてその介護を行う者 の疾病その他の理由により、障 害者支援施設等への短期間の入 所が必要な者で、 ■ 医療型(病院、診療所、 介護老人保健施設において 実施可能) ・遷延性意識障害児・者、 筋萎縮性側索硬化症等 の運動ニューロン疾患 を有する者及び重症心 身障害児・者等
福祉用	介護予防福祉用具貸与	(略)	(略)	(略)
具	特 定 介 護 予 防 福 祉 用具販売	(略)	(略)	(略)
()	地域密着型介	護予防サービス)		
	護予防認知 対応型通所	(略)	(略)	生活介護は、地域や入所施設に おいて、安定した生活を営むた

	介通ビション がハー	(略)	(略)	は、障害支援区分が区分2 (障害者支援施設等に入所 する場合は区分3)以上で ある者 が対象となる。 利用希望者は原則対象となる。
	介護予防 短期入所 生活介護	(略)	短期入所 (ショー トステイ)	(略)
短期入所サービス	介護 予 防 短 期 入 所 療養介護	(略)	生活介護	生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者であって、 ① 障害支援区分が区分3 (障害者支援施設等に入所する場合は区分4)以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2 (障害者支援施設等に入所する場合は区分3)以上である者が対象となる。
福祉	介護予防 福祉用具 貸与	(略)	(略)	(略)
月具	特 定 介 護 予 防 福 祉 用具販売	(略)	(略)	(略)
		護予防サービス)		
	護予防認知 対応型通所	(略)	(略)	生活介護は、地域や入所施設に おいて、安定した生活を営むた

介護 【認知症高齢 者専用デイサ ービス】			め、常時介護等の支援が必要な 者であって、 ① 障害支援区分が区分3 (障害者支援施設等に入所 する場合は区分4)以上で ある者 ② 年齢が50歳以上の場合 は、障害支援区分が区分2 (障害者支援施設等に入所 する場合は区分3)以上で ある者
介護予防小規 模多機能型居 宅介護	(略)	(場合に よっては) 短期入所 (福祉型)	(略)
(居宅要介護者	へのその他の給付)	(略)	

クト護			の、吊時介護寺の文援か必要な			
【認知症高齢			者であって、			
者専用デイサ			① 障害支援区分が区分3			
ービス】			(障害者支援施設等に入所			
			する場合は区分4)以上で			
			ある者			
			② 年齢が50歳以上の場合			
			は、障害支援区分が区分2			
			(障害者支援施設等に入所			
			する場合は区分3)以上で			
			ある者			
			が対象となる。			
介護予防小規		(場合に	(略)			
模多機能型居		よっては)				
宅介護		短期入所				
/Box 4 ** *		/ m&z \				
(居毛要介護者·	へのその他の給付)	(略)				

め 党時企議室の支援が必要な

3 要支援認定を受けた者及び基本チェックリスト該当者への給付 「介護 井 助 に よ」 介護 サービス内容 「介 護 サー」 障害福祉サービス等の利用可能

丌護扶助によ	介護サービス内谷	が護サー	
る介護サービ		ビスと同	となる状態
ス		等の自立	
		支援給付	
		による障	
		害福祉サ	
		ービス等	
(介護予防・生	活支援サービス)		
訪問型サービ	(略)	(略)	居宅介護は障害支援区分が1以
ス			上の障害者等(身体障害、知的
			障害、精神障害 <u>、難病等対象者</u>)
			が対象となる。

3 要支援認定を受けた者及び基本チェックリスト該当者への給付 介護 扶助によるが難サービス内容 か 護 サー 障害福祉サービス等の利用可能

る介護サービス	月 接り 一 こへ内谷	ガビ等支に害殴スの援よ福りと自給る祉一同立付障サ	となる状態
		ービス等	
(介護予防・生	活支援サービス)		
訪問型サービス	(略)	(略)	居宅介護は障害支援区分が1以 上の障害者等(身体障害、知的 障害、精神障害)が対象となる。

Λ羅

通所型サービ	(略)	(略)	生活介護は、地域や入所施設に
ス			おいて、安定した生活を営むた
			め、常時介護等の支援が必要な
			者であって、
			① 障害支援区分が区分3
			(障害者支援施設等に入所
			する場合は区分4)以上で
			ある者
			② 年齢が50歳以上の場合
			は、障害支援区分が区分2
			(障害者支援施設等に入所
			する場合は区分3)以上で
			ある者
			<u>等</u> が対象となる。

(要支援認定を受けた者及び基本チェックリスト該当者へのその他の給付)(略)

(略)

(3) 本人支払額の決定

本人支払額は、次により決定すること。

ア (略)

イ 世帯で介護扶助と医療扶助を併せて受給する場合の本人支払額は、当該世帯が介護保険の被保険者である場合には、居宅介護等は月額1万5000円、施設介護は月額1万5000円及び施設入所日数に日額300円を乗じて得た額の合計額を上限として、また、介護保険の被保険者以外の世帯である場合には、介護費の全額を上限として、まず介護費に充当し、当該上限額を超える額について医療扶助運営要領第3の2の(2)に定めるところにより医療費に充当すること。

ただし、介護扶助と併用で、次表の左欄に掲げる介護保険優先の公費負担医療等が適用となる者については、前記の上限額とその公費負担医療等の負担分を除いた自己負担額のうちいずれか低い額を上限額とすること。

公費負担医療等	対象サービス	負担割合			
障害者の日常生活及	(略)	(略)			
び社会生活を総合的					
に支援するための法					
律 (精神通院医療)					
障害者の日常生活及	(略)	(略)			
び社会生活を総合的					
に支援するための法					
律 (更生医療)					

通所型サービ	(略)	(略)	生活介護は、地域や入所施設に
ス	(-47	(=47)	おいて、安定した生活を営むた
			め、常時介護等の支援が必要な
			者であって、
			① 障害支援区分が区分3
			(障害者支援施設等に入所
			する場合は区分4)以上で
			ある者
			② 年齢が50歳以上の場合
			は、障害支援区分が区分2
			(障害者支援施設等に入所
			する場合は区分3)以上で
			ある者
			が対象となる。
(要支援認定を	受けた者及び基本チェ	ェックリスト記	該当者へのその他の給付)(略)

(略

(3) 本人支払額の決定

本人支払額は、次により決定すること。

ア(略)

イ 世帯で介護扶助と医療扶助を併せて受給する場合の本人支払額は、当該世帯が介護保険の被保険者である場合には、居宅介護等は月額1万5000円、施設介護は月額1万5000円及び施設入所日数に日額300円を乗じて得た額の合計額を上限として、また、介護保険の被保険者以外の世帯である場合には、介護費の全額を上限として、まず介護費に充当し、当該上限額を超える額について医療扶助運営要領第3の2の(2)に定めるところにより医療費に充当すること。

ただし、介護扶助と併用で、次表の左欄に掲げる介護保険優先の公費負担 医療等が適用となる者については、前記の上限額とその公費負担医療等の負担分を除いた自己負担額のうちいずれか低い額を上限額とすること。

1277 C 1777 7C 1	ENCINE RELEXANCE OF THE RESERVE OF T						
公費負担医療等	対象サービス	負担割合					
障害者の日常生活及	(略)	(略)					
び社会生活を総合的							
に支援するための法							
律 (精神通院医療)							
障害者の日常生活及	(略)	(略)					
び社会生活を総合的	v Er						
に支援するための法							
律(更生医療)							

原爆被爆者援護法	(略)	(略)
(一般疾病医療費の		
給付)		
被爆体験者精神影響	(略)	(略)
等調査研究事業		
難病の患者に対する	(略)	(略)
医療等に関する法律		
(難病医療費助成)		
原爆被爆者の訪問介	訪問介護、 <u>介護予防訪問介護、</u> 第1号訪問	100%
護利用者負担に対す	事業(従前の介護予防訪問介護に相当する	,-
る助成事業	事業のみ)	
原爆被爆者の介護保	通所介護、短期入所生活介護(食費及び居	100%
険等利用者負担に対	住費を除く。)、 <u>地域密着型通所介護、認知</u>	
する助成事業	症対応型通所介護、介護予防通所介護、介	
	<u>護予防認知症対応型通所介護、</u> 介護予防短	
	期入所生活介護(食費及び居住費を除	
	く。)、介護老人福祉施設(食費及び居住費	
	を除く。)、地域密着型介護老人福祉施設	
	(食費及び居住費を除く。)、第1号通所事	
	業(従前の介護予防通所介護に相当する事	
	業のみ)	

ウ~エ (略)

(4)~(9) (略

3~5 (略)

6 移送

移送費の支給は、次のいずれかに該当する場合に行うものとし、その費用は最 小限度の実費とすること。なお、エについては、なるべく現物給付の方法によっ て行うこと。

ア 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防訪問人浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、第1号訪問事業及び第1号通所事業の利用に伴う交通費又は送迎費(要保護者の居宅が当該事業所の通常の事業の実施地域以外である事業者により行われる場合であって、近隣に適当な事業者がない等真にやむを得ないと認められる場合に限る。)

正旧井旧书原禁 生		
原 爆 被 爆 者 援 護 法	(略)	(略)
(一般疾病医療費の		
給付)		
被爆体験者精神影響	(略)	(略)
等調査研究事業	(1)	(
難病の患者に対する	(略)	(略)
医療等に関する法律		
(難病医療費助成)		
原爆被爆者の訪問介	訪問介護、第1号訪問事業(従前の介護予	100%
護利用者負担に対す	防訪問介護に相当する事業のみ)	,-
る助成事業		
原爆被爆者の介護保	通所介護、短期入所生活介護(食費及び居	100%
険等利用者負担に対	住費を除く。)、介護予防短期入所生活介護	
する助成事業	(食費及び居住費を除く。)、介護老人福祉	
	施設(食費及び居住費を除く。)、地域密着	
	型介護老人福祉施設(食費及び居住費を除	
	く。)、第1号通所事業(従前の介護予防通	
	所介護に相当する事業のみ)	

ウ~エ (略)

(4)~(9) (略)

3~5 (略)

6 移送

移送費の支給は、次のいずれかに該当する場合に行うものとし、その費用は最 小限度の実費とすること。なお、エについては、なるべく現物給付の方法によっ て行うこと。

ア 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、 看護小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、第1号訪問事業及び第1号通所事業の利用に伴う交通費又は送迎費(要保護者の居宅が当該事業所の通常の事業の実施地域以外である事業者により行われる場合であって、近隣に適当な事業者がない等真にやむを得ないと認められる場合に限る。)

イ~エ (略)

イ~エ (略) 第6~第9 (略) 第6~第9 (略) 附則 (略) 附則 (略) (様式第1号) (様式第1号) (様式第2号) (様式第2号) (様式第3号) (様式第3号) (様式第4号の1) (様式第4号の1) (様式第4号の2) (様式第4号の2) (様式第5号) (様式第5号) (様式第6号) (様式第6号)

生活保護法介護券 (年月分)

公費番	負 担 者 号			有 効 期	間	日から	日まで
受 給	者番号			単独・併	用別	単 独・	併 用
保険	者番号			被保険者	番号		
(フリ	ガナ)					生年月日	性別
氏	名				1.明	・2.大・3.昭 年 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1.男 2.女
要介護物	犬態等区分	基本チェック	リスト該当・	要支援1・	2·曼	要介護1・2・3・	4 · 5
認定有	可効期間	平成 年	月日か	16	平原	战 年 月	日まで
居	住 地						
指定介護予	護支援事業者・ 防支援事業者・ で援センター名	事業所番号		<u> </u>	1 1 1 1 1 1		
指定介	護機関名	事業所番号					
居渡	予 防	□訪問介護 □訪問入浴介記 □福祉用具貸		居宅介	護防	□小規模多機能型原□地域密着型特定施設□看護小規模多機能	没入居者生活介護
 介護予防・日常生活支援 □訪問リハ □通所介護 □通所リハ □居宅療養管理指導 □短期入所生活介護 □短期入所療養介護 □認知症対応型共同生活介護 □特定施設入居者生活介護 □定期巡回・随時対応型調別介護看護 □地域密着型通所介護 □地域密着型通所介護 □認知症対応型通所介護 □認知症対応型通所介護 □認知症対応型通所介護 		□訪問リハ □通所介護 □通所リハ □居宅療養管理指導 □短期入所生活介護 □短期入所療養介護 □認知症対応型共同生活介護 □特定施設入居者生活介護		施設分	〕 護	□介護老人福祉施記 □介護老人保健施記 □介護療養型医療が □地域密着型介護者	· 定 定
				介護形・日常	支援	□居宅介護支援 □介護予防支援	
		本人支払	額		円		
地区担当	当員名	取	极担当者名			福祉事務所長	印
/ -+	介	護	 保	険	あ	Ŋ	なし
備	そ	の		他			
考							

備考 この用紙は、A列4番白色紙黒色刷りとすること。

21 生活保護法の規定により国保連に対し介護報酬の支払等について委託する場合における被保護者異動連絡票及び被保護者異動訂正連絡票に係る記載要領について(平成12年4月28日厚生省社会・援護局保護課長通知社援保第27号) 【改正案】

〇「生活保護法の規定により国保連に対し介護報酬の支払等について委託する場合における被保護者異動連絡票及び被保護者異動訂正連絡票に係る記載要領について」(平成12年4月28日厚生省社会・援護局保護課長通知 社援保第27号)

改正後

- 1 作成及び送付について(略)
- 2 各記載事項
- (1)~(22)(略)
- (23) 上限管理適用開始年月日及び上限管理適用終了年月日

居宅介護サービス(訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーシ ョン、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介 護、特定施設入居者生活介護(短期利用に限る。)、福祉用具貸与、定期巡回・随 時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応 型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(短期利用に 限る。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用に限る。)、看護小規模多 機能型居宅介護をいう。)、介護予防サービス(介護予防訪問介護、介護予防訪問 入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所 介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防 短期入所療養介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護、介 護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型生活介護(短期利用に限 る。)をいう。)及び介護予防・日常生活支援総合事業のサービス(訪問型サービ ス(みなし)、訪問型サービス(独自)、訪問型サービス(独自/定率)、訪問 型サービス(独自/定額)、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)、通所型サービス(独自/定率)、通所型サービス(独自/定額)、その他の 生活支援サービス(配食/定率)、その他の生活支援サービス(配食/定額)、 その他の生活支援サービス(見守り/定率)、その他の生活支援サービス(見 守り/定額)、その他の生活支援サービス(その他/定率)、その他の生活支援 サービス(その他/定額))については、「上限管理適用開始年月日」には(17) の「有効期間開始年月日」の属する月の初日を、「上限管理適用期間終了年月日」 には(17)の「有効期間終了年月日」を記載すること。

(略)

[申請情報]

(24) ~ (27) (略)

別表 (略)

改正前

- 1 作成及び送付について(略)
- 2 各記載事項
- (1)~(22)(略)
- (23) 上限管理適用開始年月日及び上限管理適用終了年月日

居宅介護サービス(訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーシ ョン、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介 護、特定施設入居者生活介護(短期利用に限る。)、福祉用具貸与、定期巡回・随 時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多 機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(短期利用に限る。)、地域密着型特 定施設入居者生活介護(短期利用に限る。)、看護小規模多機能型居宅介護をいう 。)、介護予防サービス(介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪 問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リ ハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介 護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型 居宅介護、介護予防認知症対応型生活介護(短期利用に限る。)をいう。)及び介 護予防・日常生活支援総合事業のサービス (訪問型サービス (みなし)、訪問型 サービス(独自)、訪問型サービス(独自/定率)、訪問型サービス(独自/定 額)、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)、通所型サービス(独 自/定率)、通所型サービス(独自/定額)、その他の生活支援サービス(配食 /定率)、その他の生活支援サービス(配食/定額)、その他の生活支援サービ ス(見守り/定率)、その他の生活支援サービス(見守り/定額)、その他の生 活支援サービス(その他/定率)、その他の生活支援サービス(その他/定額)) については、「上限管理適用開始年月日」には(17)の「有効期間開始年月日」 の属する月の初日を、「上限管理適用期間終了年月日」には(17)の「有効期間 終了年月日」を記載すること。

(略)

[申請情報]

(24) ~ (27) (略)

別表 (略)

22 生活保護法による介護券の記載要領及び留意 点について」(平成 12 年 3 月 13 日厚生省社会・ 援護局保護課長通知 社援保第 11 号) 【改正案】

〇「生活保護法による介護券の記載要領及び留意点について」(平成12年3月13日厚生省社会・援護局保護課長通知 社援保第11号)

改正後 改正前 1 受給者番号 1 受給者番号 (1)(略) (1) (略) (2) 「受給者番号」欄には、受給者区分6桁、検証番号1桁、計7桁の算用数字 (2) 生活保護制度は、交付された介護券に基づき指定介護機関が介護の報酬の請 を組み合わせたものとすること。番号については、被保護者ごとに固定化する 求を行う方式であること、また、開始や停止、廃止が頻繁であること等から、 要介護者等(又は世帯)毎に固定化して受給者番号(以下「固定番号」という) こととし、月ごとに変更する必要はないが、「介護扶助の適正化について」(平 成 23 年 3 月 31 日社援保発 0331 第 14 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知) を付さない方法とすべきであること。 に基づく介護券交付処理簿と介護給付費公費受給者別一覧表との照合の実施 ただし、国民健康保険連合会からの介護給付費公費受給者別一覧表と介護券 交付処理簿(施行細則準則第11号の2)の照合作業のために固定番号とする について万全を期すこと。 必要がある場合は、固定番号を付す方法としても差し支えないこと。 (3)介護券を複数発行する場合において、同一月に発行する番号はすべて同じと すること。 (4) 同一月において医療扶助が同時に提供される場合には医療扶助における受給 (3) 医療扶助が同時に提供される場合には医療扶助における受給者番号と共通番 号とすること。 者番号と共通番号としても差し支えないこと。 2~3 (略) 2~3 (略) (別紙) (略) (別紙) (略)

23 就労支援促進計画の策定について」 (平成 27 年 3 月 31 日社援保発 0331 第 22 号厚生労働省 社会・援護局保護課長通知) 【改正案】

社援保発 第 号 平成28年 月 日

都道府県 各 指定都市 民生主管部(局)長 殿 中 核 市

> 厚生労働省社会・援護局保護課長 (公 印 省 略)

「就労支援促進計画の策定について」の一部改正について

被保護者に対する就労支援事業等については、平成27年度から各自治体において、「就労支援促進計画」を策定し、就労支援事業等の効果の検証を実施していただいているところである。

この度、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」に基づく「経済・財政再生計画改革工程表」が決定され、生活保護受給者の就労支援事業について、KPI(改革の進捗管理や測定に必要となる指標)として目標値(就労支援事業等の参加率を 2018 年度までに 60%とする、就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合を 2018 年度までに 50%とする、「その他の世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)を 2018 年度までに 45%とする)が設定されたほか、就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集していくとされたところである。

ついては、当該通知を別添のとおり改正することとしたので、各自治体においては、就労支援促進計画の策定及び実績評価等にあたって、下記の点に留意いただき就労支援を着実に実施されたい。

記

- 1 平成 27 年度就労支援促進計画の実績評価において、当該目標値を下回っている自治体については、平成 30 年度(2018 年度)までに KPI として設定した目標値に近づくよう努めるとともに、当該目標値を上回っている又は目標値に近い自治体においても、改善に努めていくこと。
- 2 これらの目標を達成するために、ハローワークの常設窓口等への支援対象者

の積極的な送り出しや、就労支援員について、「その他の世帯」120 世帯に対して1名の就労支援員を配置するなど地域の実情を踏まえた就労支援体制の充実、就労意欲が低い者や生活習慣に課題を有する者を対象とした被保護者就労準備支援事業や生活困窮者等の就農訓練事業等を積極的に活用すること。

3 また、地域によって就労環境・雇用情勢が異なることから、就労支援として 活用できる他法他施策(障害者福祉施策、雇用施策等)を自立支援プログラム に位置付けた上で、積極的に活用し支援に努める他、地域の社会資源(社会福 祉法人、NPO、民間事業者等)についても積極的に活用し支援に努めること。

「就労支援促進計画の策定について」(平成27年3月31日社援保発0331第22号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

改正案	現行
社援保発 0331 第 22 号	社援保発 0331 第 22 号
平成27年3月31日	平成27年3月31日
では、社援保発 第一号 で成 年 月 日	
	都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿	各 指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市	中核市
厚生労働省社会・援護局保護課長 (公 印 省 略)	厚生労働省社会・援護局保護課長 (公 印 省 略)
就労支援促進計画の策定について	就労支援促進計画の策定について
稼働能力を有する被保護者については、その能力に応じて就労す	稼働能力を有する被保護者については、その能力に応じて就労す
ることが必要であり、これまでも自立支援プログラム等を活用して	ることが必要であり、これまでも自立支援プログラム等を活用して
積極的に支援いただいているところである。	積極的に支援いただいているところである。
また、就労による自立助長に向けて就労支援に関する事業(就労	また、就労による自立助長に向けて就労支援に関する事業(就労

支援プログラムとして実施するものをいう。以下「事業」という。)を効果的・効率的に実施していくためには、各自治体において定期的に就労支援プログラムの実施状況や目標の達成状況を評価、検証し、事業を的確に見直していくことが重要である。

また、平成 26 年 8 月、総務省が実施した「生活保護に関する実態調査」の結果に基づく総務大臣の勧告(以下「勧告」という。)において、事業の実施効果を検証する上で重要となる事業の対象者等の指標の把握や設定の水準が福祉事務所によって区々となっていることから、事業の効果検証及びその結果に基づく見直しを的確に行うことが困難な状況となっているとの指摘を受けたところである。

このため、今般、事業の適切な効果検証及び的確な見直しを図る 観点から、政策循環の仕組みを導入することとし、各自治体におい て就労支援促進計画(以下「計画」という。)を策定することとし た。自治体における計画策定を推進するため、計画の達成状況など 事業効果を検証するための指標の内容、事業効果の検証、検証結果 に基づく見直しの手順・方法等について下記のとおり目安を定めた ので、御了知の上、管内の福祉事務所に対し周知を図られたい。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245 条の4第1項の規定による技術的助言として行うものであること を申し添える。

支援プログラムとして実施するものをいう。以下「事業」という。) を効果的・効率的に実施していくためには、各自治体において定期 的に就労支援プログラムの実施状況や目標の達成状況を評価、検証 し、事業を的確に見直していくことが重要である。

また、平成 26 年 8 月、総務省が実施した「生活保護に関する実態調査」の結果に基づく総務大臣の勧告(以下「勧告」という。)において、事業の実施効果を検証する上で重要となる事業の対象者等の指標の把握や設定の水準が福祉事務所によって区々となっていることから、事業の効果検証及びその結果に基づく見直しを的確に行うことが困難な状況となっているとの指摘を受けたところである。

このため、今般、事業の適切な効果検証及び的確な見直しを図る 観点から、政策循環の仕組みを導入することとし、各自治体におい て就労支援促進計画(以下「計画」という。)を策定することとし た。自治体における計画策定を推進するため、計画の達成状況など 事業効果を検証するための指標の内容、事業効果の検証、検証結果 に基づく見直しの手順・方法等について下記のとおり目安を定めた ので、御了知の上、管内の福祉事務所に対し周知を図られたい。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245 条の4第1項の規定による技術的助言として行うものであること を申し添える。 記

- 1 計画に盛り込む事業 計画は、以下の事業を対象として策定を行うものとする。
- (1) 生活保護受給者等就労自立促進事業
- (2)被保護者就労支援事業(就労支援員を活用した就労支援)
- (3)被保護者就労準備支援事業

(4) その他、上記以外の就労支援

 $(1) \sim (3)$ 以外の就労支援を受ける者を計上すること。 また、ケースワーカーのみによる就労支援を受ける者は含まないものとすること。

なお、別途実施する実績評価においては、以下の項目毎に分 類して実績を計上すること。

① ハローワーク等が実施している労働施策 公共職業訓練、求職者支援制度など。

記

- 1 計画に盛り込む事業 計画は、以下の事業を対象として策定を行うものとする。
- (1) 生活保護受給者等就労自立促進事業
- (2)被保護者就労支援事業(就労支援員を活用した就労支援)
- (3)被保護者就労準備支援事業 (平成 26 年度までは自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領 3 (2)就労意欲喚起等支援事業、(8)社会的な居場所づくり支援事業のうち「社会的な居場所づくり支援事業の実施について」(平成 23 年 3 月 31日付け社援保発 0331 第1号本職通知)別紙「社会的な居場所づくり支援事業実施要領」3 (1)(2)で就労に関する取り組みを行っているもの及び(10)日常・社会生活及び就労自立総合支援事業
- (4) その他、上記以外の就労支援

② 障害者に対する就労支援事業

施している就労支援事業。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、就労移行支援、就労継続支援など。

③ 母子家庭向けの就労支援事業 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく、母子家庭就業

<u>支援事業等など。</u>
④ 自治体独自の就労支援事業
各自治体が就労支援プログラムに位置づけて独自に実

⑤ その他の就労支援事業 上記①から④のいずれの項目にも該当しない就労支援 事業。

2 計画策定主体及び時期 福祉事務所設置自治体において毎年度策定する。

3 計画内容

計画の記載内容は以下のとおりとする。

なお、策定に当たっては、厚生労働省が別途通知する様式を活用すること。

- (1) 現状・課題の把握
 - ① 現狀

管内の被保護者数、被保護世帯数、稼働能力を有するとみられる「その他の世帯」数や有効求人倍率、これまでの就労

2 計画策定主体及び時期 福祉事務所設置自治体において毎年度策定する。

3 計画内容

計画の記載内容は以下のとおりとする。

なお、策定に当たっては、厚生労働省が別途通知する様式を活用すること。

- (1) 現状・課題の把握
 - ① 現状

管内の被保護者数、被保護世帯数、稼働能力を有するとみられる「その他の世帯」数や有効求人倍率、これまでの就労

支援プログラム参加者の実績などの現状を<u>前年度の目標・取</u> 組を踏まえて記載すること。

その際、ハローワーク、社会福祉法人、NPO法人、企業等の被保護者の就労支援に協力する関係機関(以下「関係機関」という。)との連携状況などについても記載すること。

② 課題

①で把握した現状に基づき、関係機関との連携や社会資源 の活用状況も踏まえ、被保護者に対する就労支援に係る課題 を記載すること。

(2) 取組事項等

- ① (1)により把握した現状及び課題を踏まえ、当該年度において実施する事業について取り組むべき事項、改善の方策について記載すること。また、取り組む内容が明らかになるよう、具体的な手順や方法を盛り込むこと。
- ② 被保護者は職歴や学歴等において求人と求職におけるミスマッチがあり、加えて、高齢者になる手前の者については年齢が阻害要因となって、就労に結びつきにくいという課題があることから、地域において行政機関や関係団体等が協働しながら、就労体験の場を含め、本人の特性に合う就労の場を開拓し、求人と求職を丁寧にマッチングしていくことが必要である。

そのため、「被保護者就労支援事業の実施について」(平成 27年3月31日付け社援保発0331第20号本職通知)4の就 支援プログラム参加者の実績などの現状を記載すること。

その際、ハローワーク、社会福祉法人、NPO法人、企業等の被保護者の就労支援に協力する関係機関(以下「関係機関」という。)との連携状況などについても記載すること。

② 課題

①で把握した現状に基づき、関係機関との連携や社会資源 の活用状況も踏まえ、被保護者に対する就労支援に係る課題 を記載すること。

(2) 取組事項等

- ① (1)により把握した現状及び課題を踏まえ、当該年度において実施する事業について取り組むべき事項、改善の方策について記載すること。また、取り組む内容が明らかになるよう、具体的な手順や方法を盛り込むこと。
- ② 被保護者は職歴や学歴等において求人と求職におけるミスマッチがあり、加えて、高齢者になる手前の者については年齢が阻害要因となって、就労に結びつきにくいという課題があることから、地域において行政機関や関係団体等が協働しながら、就労体験の場を含め、本人の特性に合う就労の場を開拓し、求人と求職を丁寧にマッチングしていくことが必要である。

そのため、「被保護者就労支援事業の実施について」(平成 27年3月31日付け社援保発0331第20号本職通知)4の就労 労支援連携体制の構築に関すること (関係機関との協議の場の設置状況や検討内容など) についても記載すること。

【参考:協議の場等における検討内容】

- ・地域の雇用情勢、生活保護動向、社会資源等についての情報の共有
- ・地域の被保護者に対する就労支援の方向性を共有
- ・中間的就労等、新たな就労の場の開拓を検討
- ・就労の場の掘り起こしについて協力要請等
- (3) 指標及び目標の設定

取組事項等について、事後に定量的な評価が実施できるよう、以下の指標ごとに、数値目標を設定する。

①事業対象者数、②事業参加者数、③事業参加率、④達成者数(就労した者及び就労による収入が増加した者の数)、⑤達成率(就労・増収率)、⑥就労・増収による生活保護費削減額、⑦生活保護廃止者数、⑧生活保護廃止率、⑨その他の世帯数

支援連携体制の構築に関すること (関係機関との協議の場の 設置状況や検討内容など) についても記載すること。

【参考:協議の場等における検討内容】

- ・地域の雇用情勢、生活保護動向、社会資源等についての情報の共有
- ・地域の被保護者に対する就労支援の方向性を共有
- ・中間的就労等、新たな就労の場の開拓を検討
- ・就労の場の掘り起こしについて協力要請 等
- (3) 指標及び目標の設定

取組事項等について、事後に定量的な評価が実施できるよう、以下の指標ごとに、数値目標を設定する。

指標は、事業の実施過程で入手可能な数値等であって、事業 効果の検証のため必ず設定すべき指標(以下「必須指標」とい う。)及び地域の実情を踏まえ自治体が任意に設定する指標(以 下「独自指標」という。)とし、具体的には以下のとおりとす る。

(必須指標)

- ①就労支援対象者数、②事業の参加者数、③事業の参加率、
- ④達成者数 (就労・増収者数)、⑤達成率 (就労・増収率)、
- ⑥就労・増収による<u>保護費削減額、</u>⑦生活保護廃止者数、⑧ 生活保護廃止率、⑨その他世帯数

(独自指標)

地域の実情を踏まえて、自治体が任意に指標として設定する

4 指標の定義について

3 (3) の数値目標を設定するに当たり、事業対象者数、事業 参加者数、達成者数(就労<u>した者及び就労による収入が増加した</u> 者の数) 及び生活保護廃止者数については、いずれも実人数で計 上すること。

また、被保護者によっては、複数の事業に参加することもあり 得るが、その場合は、主たる事業で計上することとし、重複して カウントしないこと。

(1) 事業対象者数

保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者(高校在学、 傷病、障害等のため、就労が困難と保護の実施機関が判断す る者以外の被保護者をいう。なお、現に就労している被保護 者も含む。)の数とする。

なお、これは、「就労可能な被保護者の就労及び求職状況の 把握について」(平成14年3月29日付け社援発第0329024号 厚生労働省社会・援護局長通知。以下「就労及び就職状況把 握通知」という。)に基づく「就労・求職状況管理台帳」の掲 載者(計画年度に掲載が見込まれる者)及び就労及び就職状 況把握通知では自立支援プログラムその他の実施機関による 就労支援対策が実施されている場合に当該台帳の対象者とし ていない「就労支援プログラム参加者」(計画年度の参加目標 実人数)の合計数とする。

もの

4 必須指標の定義について

3 (3) の数値目標を設定するに当たり、事業対象者数、事業 参加者数、達成者数(就労<u>・増収者</u>数)及び生活保護廃止者数に ついては、いずれも実人数で計上すること。

また、被保護者によっては、複数の事業に参加することもあり 得るが、その場合は、主たる事業で計上することとし、重複して カウントしないこと。

(1) 事業対象者数

保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者(高校在学、 傷病、障害等のため、就労が困難と保護の実施機関が判断す る者以外の被保護者をいう。なお、現に就労している被保護 者も含む。)の数とする。

なお、これは、「就労可能な被保護者の就労及び求職状況の 把握について」(平成14年3月29日付け社援発第0329024号 厚生労働省社会・援護局長通知。以下「就労及び就職状況把 握通知」という。)に基づく「就労・求職状況管理台帳」の掲 載者(計画年度に掲載が見込まれる者)及び就労及び就職状 況把握通知では自立支援プログラムその他の実施機関による 就労支援対策が実施されている場合に当該台帳の対象者とし ていない「就労支援プログラム参加者」(計画年度の参加目標 実人数)の合計数とする。

(2) 事業参加者数

 $1 \, \text{の} \, (1) \, \text{から} \, (4) \, \text{までのいずれかの事業に参加した者を合計した数とする。}$

(3) 事業参加率

- 参加率ア
- (2)の事業参加者数を(1)の事業対象者数で除したものとする。
- ② 参加率イ
- (2)の事業参加者数を管内の被保護者数で除したものとする。

(4) 達成者数

(2) の事業参加者数のうち、就労した者及び増収となった者(<u>就労又は増収したことにより</u>生活保護を廃止した者を含む。) の数とする。

(5)達成率

- (4) の達成者数を(2) の<u>事業参加者数</u>で除したものとする。
- (6) 就労・増収による生活保護費削減額 事業の実施により就労又は増収<u>したことにより削減された</u> 生活保護費の額とする。

(7) 生活保護廃止者数

(2) の事業参加者数のうち、就労又は増収したことにより 生活保護廃止となった者の数とする。

(2) 事業参加者数

 $1 \, o(1) \,$ から $(4) \,$ までのいずれかの事業に参加した者を合計した数とする。

(3) 事業の参加率

- 参加率ア
- (2)の事業参加者数を(1)の事業対象者数で除したものとする。
- ② 参加率イ
- (2)の事業参加者数を管内の被保護者数で除したものとする。

(4) 達成者数

(2) の事業参加者数のうち、就労した者及び増収となった者(<u>就労・増収により</u>生活保護を廃止した者を含む。) の数とする。

(5) 達成率

- (4)の達成者数を(2)の<u>事業の参加者数</u>で除したものと する。
- (6) 就労・増収による生活保護費削減額 事業の実施により就労又は増収<u>となり削減される</u>生活保護 費の額

(7) 生活保護廃止者数

(2)の事業参加者数のうち、就労又は増収したことにより 生活保護廃止となる者の数とする。

(8) 生活保護廃止率

(7)の<u>生活保護廃止者数</u>を(2)の事業参加者数で除した ものとする。

(9) その他の世帯数

計画期間終了時(毎年度末)におけるその他の世帯数とする。

- 5 事業対象者のうち、就労支援事業等に参加していない者及び就 労中の者の割合の状況の把握
- (1) 就労支援事業等に参加していない者の状況

10(1) から(4) までのいずれの事業にも参加しなかった者について、以下の状況別に実績を計上すること。

なお、被保護者によっては、複数の状況に該当することもあり 得るが、その場合は重複してカウントしないこと。

① 就労中

<u>就労していた期間がある者(就労又は増収したことにより</u> 生活保護を廃止した者を含む。)の数とする。

- ② ハローワーク等で求職活動中 就労していた期間がない者であって、ハローワーク等で求 職活動を行っている者の数とする。
- ③ 事業を実施していない又は事業に空きがないために参加できない

就労していた期間がない者であって、希望する就労支援事業等を福祉事務所が実施していない、又は希望する就労支援

(8) 生活保護廃止率

(7)の<u>生活保護の廃止者数</u>を(2)事業参加者数で除したものとする。

(9) その他の世帯数

計画期間終了時(毎年度末)におけるその他の世帯数とする。

事業等の定員等の関係により参加できない者の数とする。

④ 稼働能力を失った(傷病・障害が発生した等) 就労していた期間がない者であって、年度途中において、 傷病・障害の発生等を理由に就労が困難になったと保護の実 施機関が判断した者の数とする。

⑤ その他

①~④いずれの項目にも該当しない者の数とする。なお、 当該項目に計上する場合は、具体的な状況を必ず記載するこ と。

<u>なお、上記①から⑤までに計上した人数と4の(2)事業参加</u> 者数の合計は、4の(1)事業対象者数に一致すること。

(2) 就労中の者の割合

(1) の①就労中の者の数を(1) の就労支援事業等に参加していない者の数で除したものとする。

- 6 計画策定に当たっての留意点
 - 3(2)の取組事項等を踏まえ、必要があると認める時は、ハローワークをはじめ関係機関と連絡調整を行うこと。
- 7 評価及び見直しについて
- (1)計画の実施状況について、毎年度、厚生労働省が実施する「就労支援等の状況調査(注)」を活用するなどにより、設定した

- 5 計画策定に当たっての留意点
- 3(2)の取組事項等を踏まえ、必要があると認める時は、ハローワークをはじめ関係機関と連絡調整を行うこと。
- 6 評価及び見直しについて
- (1)計画の実施状況について、毎年度、厚生労働省が実施する「就 労支援等の状況調査(注)」を活用するなどにより、設定した

数値目標に対する達成状況を把握し、とりまとめ、評価を実施すること。

(2) <u>設定した数値目標</u>に対する達成状況等を踏まえて以下の評価 の視点を参考に、評価を実施すること。なお、評価については、 事業担当課のみならず、必要と認める時は関係部署や外部有識 者を参画させて行うこと。

【評価の視点】

- ・数値目標を達成できているか
- ・事業の成果が見られるか
- ・事業は効果的(費用対効果等)に実施されているか 等
- (3) 設定した目標値に対する達成状況が不十分な場合、その原因を分析した上で、必要に応じて次年度以降に事業内容等の見直しを行うこと。
- (注) 就労支援等の状況調査

各自治体が前年度において実施した就労支援施策の効果等 を把握するため、毎年度厚生労働省が実施している調査

8 提出時期

(1) 計画の提出時期

毎年度各自治体において、計画を策定し、厚生労働省が別途 通知する提出期限までに提出すること。

(2) 評価結果の提出時期について

計画期間終了後、計画の達成状況の評価を行い、厚生労働省が毎年度実施する「就労支援等の状況調査」の回答とあわせて

数値目標に対する達成状況を把握し、とりまとめ、評価を実施すること。

(2) <u>必須指標、独自指標について設定した数値目標</u>に対する達成 状況等を踏まえて以下の評価の視点を参考に、評価を実施する こと。なお、評価については、事業担当課のみならず、必要と 認める時は関係部署や外部有識者の参画させて行うこと。

【評価の視点】

- ・数値目標を達成できているか
- ・事業の成果が見られるか
- ・事業は効果的(費用対効果等)に実施されているか 等
- (3) 設定した目標値に対する達成状況が不十分な場合、その原因 を分析した上で、必要に応じて次年度以降に事業内容等の見直 しを行うこと。
- (注) 就労支援等の状況調査

各自治体が前年度において実施した就労支援施策の効果等 を把握するため、毎年度厚生労働省が実施している調査

7 提出時期

(1) 計画の提出時期

毎年度各自治体において、計画を策定し、厚生労働省が別途 通知する提出期限までに提出すること。

(2) 評価結果の提出時期について

計画期間終了後、計画の達成状況の評価を行い、厚生労働省が毎年度実施する「就労支援等の状況調査」の回答とあわせて

当該調査実施時に示す様式により評価結果を提出すること。

9 留意事項

- (1) 勧告において、福祉事務所によっては、就労・求職状況管理 台帳により就労可能な被保護者の把握に漏れがあるものや、把 握している就労可能な被保護者数が適切なものとは認められな いとの指摘があったことから、本計画の策定にあわせて就労・ 求職状況管理台帳についても「就労及び就職状況把握通知」に 基づいて適切に整備すること。
- (2)被保護者就労準備支援事業を実施している自治体について は、参加者の状況について別途把握することを予定している。

当該調査実施時に示す様式により評価結果を提出すること。

8 留意事項

勧告において、福祉事務所によっては、就労・求職状況管理台帳により就労可能な被保護者の把握に漏れがあるものや、把握している就労可能な被保護者数が適切なものとは認められないとの指摘があったことから、本計画の策定にあわせて就労・求職状況管理台帳についても「就労及び就職状況把握通知」に基づいて適切に整備すること。

	平成27年度就労支援促進計画の実績評価(様式)									
自治体名		0000市		2	27年4月1日時点における 管内被保護者数			人		
取り	組み	⊁事項等の達成状況(A)								
	就!	労支援体制の構築の達 成状況								
			目標	実績				目標	実績	
	状污	事業対象者数(就労・求職 記管理台帳の掲載者及び就 で援プログラム参加者)			人					
	2:	事業参加者数			人		就労・増収による生活保護 削減額			千円
		生活保護受給者等就労自 立促進事業の参加者数			人		生活保護受給者等就労自立 促進事業の保護費削減額			千円
		被保護者就労支援事業の 参加者数			人		被保護者就労支援事業の保 護費削減額			千円
		被保護者就労準備支援事 業の参加者数			人		被保護者就労準備支援事業 の保護費削減額			千円
		上記以外の就労支援事業 の参加者数(※)			人		上記以外の就労支援事業の 保護費削減額			千円
	37	ア:事業参加率(②/①)			%	7	生活保護廃止者数			人
		生活保護受給者等就労自 立促進事業の参加率			%		生活保護受給者等就労自立 促進事業の廃止者数			人
		被保護者就労支援事業の 参加率			%		被保護者就労支援事業の廃 止者数			人
		被保護者就労準備支援事 業の参加率			%		被保護者就労準備支援事業 の廃止者数			人
標		上記以外の就労支援事業 の参加率(※)			%		上記以外の就労支援事業の 廃止者数(※)			人
	3-	了:事業参加率 (②/被保護者数)			%	8	生活保護廃止率(⑦/②)			%
及 び		生活保護受給者等就労自 立促進事業の参加率			%		生活保護受給者等就労自立 促進事業の廃止率			%
目標		被保護者就労支援事業の 参加率			%		被保護者就労支援事業の廃 止率			%
(B)		被保護者就労準備支援事業の参加率			%		被保護者就労準備支援事業 の廃止率			%
		上記以外の就労支援事業 の参加率			%		上記以外の就労支援事業の 廃止率(※)			%
	④: 数)	達成者数(就労・増収者			人		計画期間終了後のその他世帯数			世帯
		生活保護受給者等就労自 立促進事業の達成者数			Д	就労	(1)就労支援事業等に参加していない者の状況			人
		被保護者就労支援事業の 達成者数			人	支援	①就労中			人
		被保護者就労準備支援事 業の達成者数			人	事業	②ハローワーク等で求職 活動中			人
		上記以外の就労支援事業 の達成者数(※)			Д.	等に参	③事業を実施していない 又は事業に空きがないた め参加できない			7
	⑤ :	達成率(4/2)			%	加して	④稼働能力を失った(傷 病・障害が発生した等)	/		人
		生活保護受給者等就労自 立促進事業の達成率			%	ていな	⑤その他	/		人
		被保護者就労支援事業の 達成率			%	が者	C 45 IP IWI - HO +M 45	0		
		被保護者就労準備支援事 業の達成率			%	の状	場合、具体的な状 - 沢を必ず記載 (0		
		上記以外の就労支援事業 の達成率(※)			%	況	(2)就労中の者の割合 (①/(1))	/		%
全体	本の	評価及び今後の方向性 (C) 備 考								

	実績			実績
①:事業対象者数(就労・求職 状況管理台帳の掲載者及び就 労支援プログラム参加者)		人		
②: その他の就労支援事業の事業参加者数		人	⑤: その他の就労支援事業 の達成率	à
ハローワーク等が実施して いる労働施策の参加者数		人	ハローワーク等が実施して いる労働施策の達成率	9
障害者に対する就労支援 事業の参加者数		人	障害者に対する就労支援 事業の達成率	ģ
母子家庭向けの就労支援 事業の参加者数		人	母子家庭向けの就労支援 事業の達成率	à
自治体独自の就労支援事 業の参加者数		人	自治体独自の就労支援事 業の達成率	ò
その他の就労支援事業の参加者数		人	その他の就労支援事業の達成率	ò
③: その他の就労支援事業の事業参加率(ア)		%	⑦: その他の就労支援事業 の生活保護廃止者数	,
ハローワーク等が実施して いる労働施策の参加率		%	ハローワーク等が実施して いる労働施策の廃止者数	,
障害者に対する就労支援 事業の参加率		%	障害者に対する就労支援 事業の廃止者数	,
母子家庭向けの就労支援 事業の参加率		%	母子家庭向けの就労支援 事業の廃止者数	,
自治体独自の就労支援事 業の参加率		%	自治体独自の就労支援事 業の廃止者数	,
その他の就労支援事業の参加率		%	その他の就労支援事業の 廃止者数	,
④:その他の就労支援事業 の達成者数(就労・増収者 数)		人	⑧: その他の就労支援事業 の生活保護廃止率	à
ハローワーク等が実施して いる労働施策の達成者数		人	ハローワーク等が実施して いる労働施策の廃止率	ò
障害者に対する就労支援 事業の達成者数		人	障害者に対する就労支援 事業の廃止率	ò
母子家庭向けの就労支援 事業の達成者数		人	母子家庭向けの就労支援 事業の廃止率	à
自治体独自の就労支援事 業の達成者数		人	自治体独自の就労支援事 業の廃止率	ò
その他の就労支援事業の 達成者数		人	その他の就労支援事業の 廃止率	ģ

平成28年度就労支援促進計画(様式)

自治· (A						担当者名 連絡先		
前年度の目標・取組を 踏まえた現状(B)		被保護者数 (C)	被保護世帯 数(D)		その他の世帯数(E)			
		就労支援員 配置数(F)	就労支援プログラム参加者数(G)					
	踏ま	に現 状(B)						
	関係	系機関との連携状況						
	今年	E度の課題(H)						
	関係	系機関との連携状況						
今至	手度の 取り)目標達成に向けた 組み事項等(I)						
	就	労支援体制の構築						
就労 支援 関係	a:被	保護者就労支援事業 保護者就労準備支援事		千円	c:その他就	労支援関係予算		千円
予算 (J)	b∶被ſ 業	呆護者就労準備支援事		千円	d:合 計[a+b+c]	0	千円

			前年度 実績 (参考)	目標				前年度 実績 (参考)	目標	
	①: 事業対象者数(就労・求職状況管理台帳の掲載者及び就労支援プログラム参加者)				人					
	②:事業参加者数				人	⑥: 削洞	就労・増収による生活保護費 (額			千円
		生活保護受給者等就労自 立促進事業の参加者数			人		生活保護受給者等就労自立促 進事業の保護費削減額			千円
		被保護者就労支援事業の 参加者数			人		被保護者就労支援事業の保護 費削減額			千円
		被保護者就労準備支援事 業の参加者数			人		被保護者就労準備支援事業の 保護費削減額			千円
		上記以外の就労支援事業 の参加者数			人		上記以外の就労支援事業の保 護費削減額			千円
	③ア	:事業参加率(②/①)			%	⑦::	生活保護廃止者数			人
		生活保護受給者等就労自 立促進事業の参加率			%		生活保護受給者等就労自立促 進事業の廃止者数			人
		被保護者就労支援事業の 参加率			%		被保護者就労支援事業の廃止 者数			人
		被保護者就労準備支援事 業の参加率			%		被保護者就労準備支援事業の 廃止者数			人
	<i></i>	上記以外の就労支援事業の参加率			%		上記以外の就労支援事業の廃 止者数			人
旨標		: 事業参加率 (②/被保護者数)			%	8::	生活保護廃止率(⑦/②)			%
及び 目標 (K)		生活保護受給者等就労自 立促進事業の参加率			%		生活保護受給者等就労自立促 進事業の廃止率			%
(1,7)		被保護者就労支援事業の 参加率			%		被保護者就労支援事業の廃止 率			%
		被保護者就労準備支援事 業の参加率			%		被保護者就労準備支援事業の 廃止率			%
		上記以外の就労支援事業 の参加率			%		上記以外の就労支援事業の廃 止率			%
	④:這 数)	達成者数(就労·増収者			人	⑨:計画期間終了後のその他の 世帯数				世帯
		生活保護受給者等就労自 立促進事業の達成者数			人	就	(1)就労支援事業等に参加して いない者の状況		/	人
		被保護者就労支援事業の 達成者数			人	労	①就労中		/	人
		被保護者就労準備支援事 業の達成者数			人	支援事	②ハローワーク等で求 職活動中			人
		上記以外の就労支援事業 の達成者数			人	業等に	③事業を実施していない又は事業に空きがないため参加できない			人
,	⑤:道	達成率(④/②)			%	一参 加 し	④稼働能力を失った (傷病・障害が発生した 等)			人
		生活保護受給者等就労自 立促進事業の達成率			%	ていな	す) ⑤その他			人
		被保護者就労支援事業の 達成率			%	— ない 者	その他欄に記載の	0		
		被保護者就労準備支援事 業の達成率			%	の状	場合、具体的な状況を必ず記載	0		
		上記以外の就労支援事業 の達成率			%	況	(2)就労中の者の割合 (①/(1))			%
の他	(L)									

24 「居住の安定確保支援事業」の実施について(平成 25 年 5 月 15 日社援保発 0515 第 2 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知) 【改正案】

「「居住の安定確保支援事業」の実施について」(平成25年5月15日社援保発0515第2号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知

改正案	現行		
社援保発 第 号	社援保発0515第2号		
平成28年 月 日 (改正 社援保発 第 号) 平成 年 月 日	平成25年5月15日		
都道府県	都道府県		
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿中核市	各 指定都市 民生主管部(局)長 殿中核市		
厚生労働省社会・援護局保護課長 (公 印 省 略)	厚生労働省社会・援護局保護課長 (公 印 省 略)		
「居住の安定確保支援事業」の実施について	「居住の安定確保支援事業」の実施について		
生活保護の住宅扶助については、住宅扶助費が家賃払いに的確に 充てられる必要があることから、家賃滞納者の代理納付を推進する こととしている。	生活保護の住宅扶助については、住宅扶助費が家賃払いに的確に 充てられる必要があることから、家賃滞納者の代理納付を推進する こととしている。		
また、生活保護受給者(以下「受給者」という。)の居住の確保については、本来一時的な利用が前提である無料低額宿泊所等に長期にわたり入居している例がみられ、その中には住環境が劣悪な例	また、生活保護受給者(以下「受給者」という。)の居住の確保 については、本来一時的な利用が前提である無料低額宿泊所等に長 期にわたり入居している例がみられ、その中には住環境が劣悪な例		

や、十分な処遇がされない例もあるとの指摘もある。

一方、都市部では民間賃貸住宅に、一定程度空き室の存在が見込

や、十分な処遇がされない例もあるとの指摘もある。

一方、都市部では民間賃貸住宅に、一定程度空き室の存在が見込

まれ、当該住宅の空室活用を図ることが考えられるが、受給者が契約により民間賃貸住宅に入居する場合、受給者が地域に円滑に定着できるかといった賃貸人の不安や、家賃の支払を代理納付とした場合に、本来、受給者と賃貸人との間で解決すべき日常生活上の課題についてまで、自治体での対応が求められる可能性があるなど、解決すべき課題も多い。

そのため、住宅扶助の代理納付の仕組みを活用して、安定的に家賃収入の確保がされることについて賃貸人の理解を得て、既存の民間賃貸住宅への受給者の入居を促進するとともに、地域において、民間団体等関係機関が連携して、入居後に受給者への日常生活支援等を行うことにより、地域での生活を円滑に行えるよう支援することが必要である。

これらのことは、「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り 方に関する特別部会報告書」(平成25年1月25日)においても指摘されているところである。

これらを踏まえ、今般、受給者の居住支援等を目的とした事業を別紙のとおり行うこととしたので、管内福祉事務所に対して周知徹底を図るとともに、その他の福祉部局や住宅関係部局等関係部局と連携の上、本事業を積極的に活用し、自立支援の取組を推進されたい。

まれ、当該住宅の空室活用を図ることが考えられるが、受給者が契約により民間賃貸住宅に入居する場合、受給者が地域に円滑に定着できるかといった賃貸人の不安や、家賃の支払を代理納付とした場合に、本来、受給者と賃貸人との間で解決すべき日常生活上の課題についてまで、自治体での対応が求められる可能性があるなど、解決すべき課題も多い。

そのため、住宅扶助の代理納付の仕組みを活用して、安定的に家 賃収入の確保がされることについて賃貸人の理解を得て、既存の民 間賃貸住宅への受給者の入居を促進するとともに、地域において、 民間団体等関係機関が連携して、入居後に受給者への日常生活支援 等を行うことにより、地域での生活を円滑に行えるよう支援するこ とが必要である。

これらのことは、「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り 方に関する特別部会報告書」(平成25年1月25日)においても指摘されているところである。

これらを踏まえ、今般、受給者の居住支援等を目的とした事業を「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日社援発第0331021号社会・援護局長通知)の別添1「自立支援プログラム策定実施推進事業」として、別紙のとおり行うこととしたので、管内福祉事務所に対して周知徹底を図るとともに、その他の福祉部局や住宅関係部局等関係部局と連携の上、本事業を積極的に活用し、自立支援の取組を推進されたい。

別紙

居住の安定確保支援事業実施要領

1 目的

生活保護受給者に係る、住宅扶助の代理納付の活用等により、安定的な家賃収入の確保について賃貸人の理解を得て、<mark>安</mark>価で質の良い既存の民間賃貸住宅への受け入れを促進するとともに、見守り等の日常生活を支援する取組を推進し、生活保護受給者の安定した地域生活の継続を図ることを目的とする。

2 実施主体

都道府県、指定都市、中核市又は市区町村(町村については福祉事務所を設置している町村に限る。)

また、実施主体が事業の一部又は全部について適切に事業を実施できると認めた団体に委託することができる。

3 事業内容

(1) 家賃の代理納付の推進 家賃滞納者等について、家賃の代理納付を推進する。

(2) 民間賃貸住宅への入居支援及び日常生活支援

民間住宅への入居を希望する生活保護受給者や、一時宿泊施設である無料低額宿泊所や簡易宿所等に長期にわたり入居している者について、代理納付を活用した民間賃貸住宅への受け入れを促進し、あわせて、

- ① 安価で質の良い住宅や身寄りのない方が入居できる住宅のリスト化
- ② 不動産業者への同行や現地確認による入居に向けた支援

別紙

居住の安定確保支援事業実施要領

1 目的

生活保護受給者に係る、住宅扶助の代理納付の活用等により、安定的な家賃収入の確保について賃貸人の理解を得て、既存の民間賃貸住宅への受け入れを促進するとともに、見守り等の日常生活を支援する取組を推進し、生活保護受給者の安定した地域生活の継続を図ることを目的とする。

2 実施主体

都道府県、指定都市、中核市又は市区町村(町村については福祉事務所を設置している町村に限る。)

また、実施主体が事業の一部又は全部について適切に事業を実 施できると認めた団体に委託することができる。

3 事業内容

(1) 家賃の代理納付の推進 家賃滞納者等について、家賃の代理納付を推進する。

(2) 民間賃貸住宅への入居支援及び日常生活支援

民間住宅への入居を希望する生活保護受給者や、一時宿泊施設である無料低額宿泊所等に長期にわたり入居している者について、代理納付を活用した民間賃貸住宅への受け入れを促進し、あわせて、不動産業者への同行や現地確認による入居に向けた支援、入居した生活保護受給者が地域での生活を維持し、円滑に定着できるよう、見守りや、地域で活動するボランティア団体の紹介等、社会参加活動の働きかけ等を行う事業

- ③ 居住支援協議会、地方自治体の住宅部局、宅地建物取引 業者、地域住民、介護サービス事業者等との連携
- ④ 入居した生活保護受給者が地域での生活を維持し、円滑に定着できるよう、見守りや、地域で活動するボランティア団体の紹介等、社会参加活動の働きかけ等、生活保護受給者の課題に応じた支援

を実施する。

- 4 事業実施に当たっての留意事項
 - (1) 本事業は自立支援プログラムに位置付けて実施すること。

(2) 救護施設居宅生活訓練事業について

救護施設居宅生活訓練事業を利用している者について、事業終 了後に居住生活へ円滑に移行できるよう、本事業を積極的に活用 されたい。

なお、本事業に要する経費と、救護施設居宅生活訓練事業の経費は明確に区分すること。

(3) 生活困窮者への対応について

本事業を実施する上で、本事業の実施が効果的であると思われる生活困窮者がいる場合には、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等と連携し、必要な支援を実施すること。

4 事業実施に当たっての留意事項

救護施設居宅生活訓練事業を利用している者について、事業終 了後に居住生活へ円滑に移行できるよう、本事業を積極的に活用 されたい。

なお、本事業に要する経費と、救護施設居宅生活訓練事業の経費は明確に区分すること。

25 被保護者就労準備支援事業(生活困窮者等の就 農訓練事業分)の実施について(厚生労働省社 会・援護局長通知)【案】

社援保発 第 号 平成28年 月 日

都道府県 各 指定都市 民生主管部(局)長 殿 中 核 市

> 厚生労働省社会・援護局保護課長 (公 印 省 略)

被保護者就労準備支援事業(生活困窮者等の就農訓練事業分)の実施について

就労意欲や生活能力・稼働能力が低いなど、就労に向けた課題を抱える被保護者に対しては、就労意欲の喚起や一般就労に向けて日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う事業として、平成27年4月より被保護者就労準備支援事業を実施いただいているところである。

このたび、被保護者に対して、農業への従事、農業法人や農産物の加工・販売等を行う事業者への就労支援や農作業を通じて、心身の健康づくりや社会参加への支援を行う就農訓練事業を被保護者就労準備支援事業の一事業として、下記のとおり行うこととしたので、了知の上、関係部局と連携し、積極的に推進されたい。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67条)第245条の4第1項の 規定による技術的助言として行うものであることを申し添える。

記

1 基本的事項

- (1)被保護者の中には、長期間、労働市場から離れているため、就労意欲が低下し、就業体験などの段階的な支援が必要な者や、自尊感情や自己有用感を失っているなど複合的な課題を抱えている者もいる。
 - 一方で、就労は、被保護者にとって、経済的な自立に資するのみならず、社会参加や自己実現、知識・技能の習得の機会であるなど、日常生活におけ

る自立や社会生活における自立にもつながる営みとして被保護者の課題を解消するということにもつながるものである。

その際、被保護者が農業に従事することは、自然の中で作業を行うなどにより、心身の回復や自己有用感・就労意欲の向上につながるなどの効果があるとされているだけでなく、農業分野における人材の確保にも資するものと考えられる。

(2) こうしたことも踏まえて、NPO 法人、農業法人等民間団体との連携により 農業体験や研修を通して就農(農業法人への就職や農産物の販売等を含む。) を含めた就労支援や社会参加促進を支援する生活困窮者等の就農訓練事業を 被保護者就労準備支援事業の一事業として実施することとした。

2 対象者

就労意欲や生活能力・稼働能力が低いなど、就労に向けた課題を抱える被保護者であって、日常生活習慣、基礎技能等を習得することにより就労が見込まれる者のうち、本事業への参加を希望する者。

3 事業内容

「被保護者就労準備支援事業(一般事業分)の実施について」(平成27年4月9日付け社援保発0409第1号社会・援護局保護課長通知)(以下「課長通知」という。)の「3 事業内容」に定める支援を踏まえ、以下の(1)及び(2)に掲げる業務について、概ね年間を通じて取組むことができる訓練計画を作成し、支援を実施すること。

また、被保護者の相談支援や基本的な体調管理を行える体制を整えておくこと。

(1) 基礎的研修

農業に関する基本的な知識を身につけるため、以下に掲げるような支援を 実施する。

(支援例)

- ・短期の農作業・農業体験
- ・ 作物の知識に関する研修
- ・農業機械の操作方法・メンテナンスに関する研修
- ・仲間づくりや地元住民との交流会の開催
- ・支援対象者に対する生活相談・個別相談 等

(2) 就農訓練

農業を含めた就労支援や以下に掲げるような支援を実施する。

(支援例)

- ・継続した農作業の実施
- 農業法人等での農作業に関する実習
- ・加工・販売を含めた農業に関する就労体験の実施
- ・支援対象者に対する生活相談・個別相談 等

4 実施規模

原則として、一事業につき、15人以上の参加を得て実施するものとする。 なお、実際の利用者が15人に満たない場合であっても、事業を行うことは 可能である。

また、生活困窮者を対象とする就農訓練事業と本事業を一体的に実施する場合には、両事業の利用者数を合わせて算定することが可能であること。

5 就労準備支援のための職員の配置

(1)配置人数

原則として、対象者の数を 15 で除した数以上の支援員(以下「就農訓練事業担当者」という。) を置く。

(2) 要件

就農訓練事業担当者は、農業に関する指導を行うことができる者とする。 また、社会福祉士等を配置するなど、訓練期間中に支援対象者に対する生活 相談・個別相談といった相談支援ができる体制を整えておくこと。

なお、相談支援の担当者は、就農訓練事業担当者ではなく別途配置すること も可能であること。

6 実施方法

- (1) 事業の実施に当たっては、業務の全て又は一部を委託により実施することが可能であること。
- (2) 農地の確保・利用に関しては、市町村の農業担当や市町村に設置されている農業委員会に問い合わせること。
- (3) 一時の農作物収穫の手伝いのみといった「体験」だけではなく、概ね年間を通じて農業に関する訓練を実施すること。
- (4) 農業に関する基礎的な研修を行うこと。
- (5) 加工・販売を含む農業に関する必要な技術等を取得させるための研修を 行うこと。

7 生活困窮者を対象とする就農訓練事業との連携

対象者の安定的な確保、事業の効率的運営の観点から、本事業の実施に当たっては、地域の実情に応じて生活困窮者を対象とする就農訓練事業との一体的実施に努めること。

8 留意事項

本事業は、自立支援プログラムに位置付けて実施すること。

この通知に定めるものの他、本事業の実施については、課長通知の例によるものとすること。

本通知は、農林水産省を通じて地方農政局等にも周知する予定であるので 了知いただきたい。